

「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算概算要求等について(総括表)

男女共同参画会議 第11回重点方針専門調査会 平成29年10月4日	参考資料2
---	-------

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		担当府省庁												
					関係予算				28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)	法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他									
					2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)																				
I. あらゆる分野における女性の活躍																										
1. 女性活躍に資する働き方改革の推進																										
(1)長時間労働の是正																										
1	I 1 (1) ①	罰則付き時間外労働の上限規制の導入	長時間労働の是正	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献など生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分發揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	・時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正 罰則付きの時間外労働の上限規制を盛り込んだ労働基準法改正法案を提出し、それが成立した場合には、その施行に向けて、特別条項を適用する場合でも上限時間水準までの協定を易に結結するのではなく、月45時間、年360時間の原則的上限に近づける努力が求められることも含め、事業主等に対する法内容の周知や届出の受理等を行うための体制整備を図る。 また、上限規制の適用が猶予される自動者の運転業務、建設事業及び医師については、関係する協議会等において労働時間の短縮策等について検討する。 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直しや高度プロフェッショナル制度などを盛り込んだ労働基準法改正法案が成立した場合には、事業主等に対する法内容の周知や届出の受理等を行うための体制整備を図るとともに、働く方の健康を確保しつつ、その意欲や能力を發揮できるよう、新しい労働制度の的確な運用を図る。 ・生産性を上げながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。 非正規雇用労働者の待遇改善や過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行なうため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター(仮称)」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。 ・勤務間インターバルの導入促進 勤務間インターバルを導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知等を通じて、勤務間インターバルの普及促進を図る。	2,001,322	833,454	41.6%	2,794,813	5,387,813	○	—	—	—	47,161	4	厚生労働省									
2	I 1 (1) ②	過労死等の防止	過労死等の防止	過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(27年7月24日閣議決定)に基づき、過労死等防止対策の一層の推進を図るため、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する关心と理解を深めるための啓発、相談体制の整備等、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援等の各事業を行う。	・ポスターの掲示やリーフレットの配布、新聞広告やインターネット広告の掲載等多様な媒体を活用した過労死等防止に関する周知・啓発を実施。 ・過労死等防止に関する啓発のため、過労死等防止啓発月間(11月)を中心として、過労死等の防止のための活動を行う民間団体を参考させたシンポジウムを実施。 ・平日夜間・土日に、無料で労働条件に関する電話相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を設置。 ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談窓口を設置。	419,115	338,880	80.9%	516,203	553,443	—	—	—	—	—	厚生労働省										
3	I 1 (1) ②	健康で働きやすい職場環境の整備	長時間労働の是正	女性を含めた全ての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献などの生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分發揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	・全社的な是正指導の実施 従来、長時間労働に関する労働基準監督署による監督指導は、基本的に企業の工場や支社などの事業場単位で行われていたが、平成29年1月から、新たに違法な長時間労働等を複数の事業場で行なうなどの企業については、企業本社に対し、全社的な改善を図る指導を行うなど、法規制の執行の強化を図っている。 ・是正指導段階での企業名公表制度の強化 平成27年5月より、違法な長時間労働が行われた企業について、その事実を広く社会に情報提供することにより、他の企業における違法意識を啓発する等の観点から企業名を公表してきたが、その公表要件に過労死等事案も含めるなど、対象を拡大し制度を強化することで、法規制の執行の強化を図っている。	508,502	450,128	88.5%	1,008,422	1,899,380	—	—	—	—	—	4	厚生労働省									
(2)非正規雇用労働者の待遇改善																										
4	I 1 (2) ①	非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等	同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業	「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に「同一労働同一賃金の法改正の施行に当たっては、説明会の開催や情報提供・相談窓口の整備等を図り、中小企業等の実情も踏まえ労使双方に丁寧に対応することを求める。」とされている。	シンクタンク等に委託し、同一労働同一賃金の導入に向けて課題を抱える業界に対し、その課題の解消に資する様々な賃金制度等の待遇全般の点検等について、業界ごとの特性を踏まえた同一労働同一賃金導入マニュアルを作成し、各業界の中小企業等が、混乱が生じないためにマニュアルの周知啓発を図る。 企業における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談に対応するため、都道府県労働局において、雇用均等指導員を配置する。 都道府県労働局において説明会の開催や、リーフレット等を作成し、広く周知を図る。	—	—	—	—	462,940	○	—	○	—	厚生労働省											
5	I 1 (2) ①	パートタイム労働者の待遇改善等	パートタイム労働対策の推進	パートタイム労働者は雇用労働者全体の約3割を占め、基幹的な働き方をする者も増加しており、我が国の経済に果たす役割的重要性も増大している。パートタイム労働は就業時間に制約のある者が從事しやすく、自らその働き方を選択している者も多い一方で、現状では待遇が働きや貢献に見合っていない場合もあり、均等・均衡待遇の一層の確保が求められる。また、非自発的にパートタイム労働に就く者も存在することから、パートタイム労働者の希望に応じて、正社員への転換も含むキャリアアップが図られることが必要である。 本施策では、パートタイム労働者を雇用する事業主等に対し、均等・均衡待遇の確保、パートタイム労働者の希望に応じた正社員への転換及びキャリアアップの一層の推進を図るために取組を実施する。	短時間労働者について正社員との均等・均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助を行うとともに、短時間労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の自主的な取組の促進、職務分析・職務評価の普及・導入支援、短時間労働者のキャリアアップを支援する事業の実施や、パートタイム労働者の雇用管理改善に資する情報や、パートタイム労働者のキャリアアップに必要な情報を一元的に提供する「パート労働ポータルサイト」を運営する。	691,636	556,074	80.4%	709,995	739,743	○	—	—	—	59	3	厚生労働省									

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁			
					関係予算				法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他				
6	I 1 (2) ①	非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等	キャリアアップ助成金の拡充	非正規雇用で働く方のうち、約8割は多様な働き方として非正規雇用を自ら選択している。しかし、不本意ながら非正規雇用で働く方がいるのも事実であり、正社員を希望する方々については正社員転換を推進するとともに、非正規雇用を選択する方々について待遇改善を進めることが重要である。	事業所内に、有期契約労働者等の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを行った場合に助成金を支給する。 平成30年度は、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を一層進めため、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金規定や諸手当制度の共通化を図った際に、その人数に応じて助成額を加算する拡充などを行うこととしている。	41,045,208	48,547,027	118.3%	67,007,503	83,474,083	—	—	—	58	2 厚生労働省	
7	I 1 (2) ①		「多様で安心できる働き方」の普及拡大事業	雇用が安定し待遇も高いが、長時間労働が見られる正社員と、雇用が不安定で待遇が低く、能力開発の機会が少ない非正規雇用労働者という、「働き方の二極化」を解消し、雇用形態にかかわらず、安心して生活できる「多様な正社員」制度等の普及・拡大を図る必要がある。	「多様な正社員」制度を導入している企業等を招き、企業における導入支援を促進するためのシンポジウムを開催し、「多様な正社員」制度の導入及び非正規雇用労働者の正社員転換等のためのノウハウ等の浸透を図る。 「多様な正社員」制度に係るモデル就業規則のパンフレットの普及や、導入取組事例・非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の事例を収集しホームページに掲載し、普及拡大を図る。	174,391	126,138	72.3%	90,883	77,770	—	—	○	—	— 厚生労働省	
8	I 1 (2) ①		中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(仮称)	「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「同一労働同一賃金の法改正の施行に当たっては、説明会の開催や情報提供・相談窓口の整備等を図り、中小企業等の実情も踏まえ労使双方に丁寧に対応することを求める。」とされている。	非正規雇用労働者の待遇改善や過重労働防止に資する時間外労働の上限規制への対応に向けて、弾力的な労働時間制度等の労務管理に関する技術的な相談支援を行うため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター(仮称)」を設置し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別相談援助や電話相談等を実施する。	—	—	—	694,146	1,168,182	○	—	○	—	— 厚生労働省	
9	I 1 (2) ②	最低賃金・賃金の引上げ等に向けた環境整備	中小企業最低賃金引上げ支援対策費	最低賃金については、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「年率3%程度を目標として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることをを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や取り条件の改善を図る。」とされている。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)及び「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)においても、最低賃金の引上げ及び中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を行うとともに、セミナー・や個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生関係営業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が引上げしやすい環境の整備を行うこととされている。 このため、最低賃金の全国加重平均1,000円を目指すべく、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上の支援を行う。	・専門家派遣・相談等支援事業 最低賃金の引上げに向けて生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の経営・労務管理等の課題について、全国47箇所にワンストップで対応する「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、相談や専門家派遣等を実施する。 ・業務改善助成事業 事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器の導入経費(業務改善経費)等の一部を助成する。 ・業種別中小企業団体助成事業 賃金の引上げを行ふことを目的として、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発など、生産性向上のための取組を行う業種別中小企業団体等に対して、その取組に必要な経費を助成する。 ・キャリアアップ助成金(処遇改善支援) 有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成する。 ・人事評価改善助成金 生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップ等を実現した企業に対して助成を行う。 (平成30年度予算概算要求) 「最低賃金総合相談支援センター」における専門家派遣事業の拡充、「業務改善助成金」における対象事業者の拡大を実施予定。 人事評価改善等助成金については、平成30年度は人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)として要求中。また、当該助成金の目標達成助成の要件を変更予定。	5,161,320	2,172,827	42.1%	9,442,606	15,568,973	—	—	—	—	—	厚生労働省
10	I 1 (2) ②		中小企業等経営強化法による支援	人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足など、中小企業・小規模事業者・中堅企業(以下「中小企業・小規模事業者等」という。)を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し人材確保や事業の持続的発展に懸念が存在。 こうした中で、中小企業・小規模事業者等が労働の供給制約等を克服し、海外展開等も含め、将来の成長を果たすべく、生産性の向上(経営力向上)を図ることが必要である。	・事業分野の特性に応じた支援 国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業分野別指針」を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴くなどして、中小企業・小規模事業者等の経営力向上に係るベストプラクティスを事業分野別指針に反映させていく(PDCAサイクルを確立)。 ・中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援 中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。 また、支援機関は、国の認定を得て、中小企業・小規模事業者等による経営力向上計画の作成・実施を支援する。(現行では、商工会議所、商工会、金融機関、士業等が支援機関となっている。)	—	—	—	—	○	—	—	—	— 経済産業省		
11	I 1 (2) ③	行政機関における同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等	国家公務員の非常勤職員の待遇改善に向けた取組	非常勤職員の給与については、常勤職員の給与とのバランスを考慮して給与を支給する旨を定めた給与法や人事院の指針に基づき、各府省において支給されている。 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に対する参議院内閣委員会附帯決議において、「臨時・非常勤職員について…その実態を把握すること」とされたことを踏まえ、平成28年に「国家公務員の非常勤職員に関する実態調査」を実施し、非常勤職員の給与の支給状況等について把握。 当該調査の結果や、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)の中で示された民間部門の「同一労働同一賃金ガイドライン案」における「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消」という考え方なども踏まえて、非常勤職員の待遇改善を進めていくことをとしている。	実態調査の結果や民間部門の「同一労働同一賃金ガイドライン案」なども踏まえ、平成29年5月に、非常勤職員の給与に関し、①職務遂行上必要となる職務経験等を考慮して基本給を決定すること、②パートタイム職員も含め、非常勤職員全員に対し、期末手当を支給することを目指すこと等について、全府省で申し合わせたところであり、引き続き必要な取組を進めていく。	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房		

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針	担当府省庁			
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)			
28年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)													
12	I 1 (2) (3)	国家公務員の非常勤職員の待遇改善	平成28年12月に働き方改革実現会議で示された「同一労働同一賃金ガイドライン案」を始めとする同一労働同一賃金の実現に向けた議論の動向がある。	非常勤職員の休暇については、平成29年8月の人事院勧告時に、今後、民間における同一労働同一賃金の実現に向けた議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討を行う旨報告を行った。	-	-	-	-	O	-	-	-	-	-	人事院		
13	I 1 (2) (3)	行政機関における同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等	会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けた支援事業	・臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けた制度改正 地方公団において多様化する行政ニーズに対応するためには、任期の定めがあり、パートタイムや隔日勤務といった多様な働き方を可能とする臨時・非常勤職員の活用が不可欠となっている。 一方、地方公団によっては、一般職の非常勤職員の採用方法等が法制的に明確でないといった理由などから、制度の趣旨に沿わない任用が行われ、守秘義務など公共の利益の保持に必要な諸制約が課されないなどの問題があるほか、常勤職員に近い勤務形態の臨時・非常勤職員に対する待遇上の課題もある。 このため、これらの課題に対応し、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を図る必要がある。 (参考) 臨時・非常勤職員数(平成28年4月1日現在) 約64万人(うち女性の割合 約75%)	・臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けた制度改正 地方公団の臨時・非常勤職員について、特別職非常勤職員及び臨時の任用職員の任用要件を厳格化するとともに、一般職の会計年度任用職員制度を創設。この新たな制度に移行することにより、任用・服務の適正化を図るとともに、これまで支給が認められていなかった「期末手当」を会計年度任用職員に対し支給可能とする地方公務員法等の改正法を平成29年5月に公布。 ・円滑な制度導入に向けた支援 法施行(平成32年4月1日)までに、統一的な「会計年度任用職員」制度を、原則全ての地方公団で整備。このため、各地方公団において円滑な制度導入ができるよう、総務省としては、事務処理マニュアルの提供、都道府県ごとの説明会開催、制度導入に関する準備状況の把握とそれに対する助言等により支援。また、この制度に基づき、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けて必要な取組を推進。	-	-	-	23,216	O	-	-	-	-	-	総務省	
(3) テレワークの推進																	
14	I 1 (3) -	時間外労働等改善助成金(テレワークコース)(職場意識改善助成金より改称)	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 中小企業においてはテレワークの導入は低調であることから、テレワークの導入に資金面で苦慮する中小企業についても本事業により支援を行うことで、良質なテレワークを普及させることを目的とする。	テレワークを新規で導入する中小企業事業主や、テレワークの更なる活用を図る事業主に対して、機器の購入等導入経費の一部を助成する。	145,800	48,004	32.9%	72,000	113,400	-	-	-	-	184	9	厚生労働省	
15	I 1 (3) -	テレワーク等の普及促進事業	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークによる働き方の中でも、住居地に近いサテライトオフィスでの働き方は、通勤時間が削減され、労働に係る総拘束時間が減少するため、育児と仕事との両立が図られるほか、在宅テレワークと比べ労働者にとって勤務のオン・オフにメリハリを付けることができる働き方となり、会社側にとっても労務管理を的確に行うことができるといったメリットがあることからこの普及を図る。	モデル事業として首都圏等にサテライトオフィスを設置するとともに、その利用・運営状況を実証するため、専門家による検討委員会によりサテライトオフィスの有効な活用方法の在り方を示す。平成31年度まで実施。	-	-	-	351,122	289,680	-	-	-	-	-	9	厚生労働省	
16	I 1 (3) -	「多様で安心できる働き方」の導入促進事業	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在したものとなりやすいことなど労務管理上の課題を理由に事業主が導入をためらうことが多い。 また、育児・介護等の理由によって、職場での就労が困難となる恐れがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにも拘わらず、個人に対する情報提供、実感を持てる機会の提供等が十分でない。 こうした課題に応え、テレワークの更なる普及を図る必要がある。	適正な労務管理下における良質なテレワークを普及させるために策定したテレワークのガイドラインを広く周知する。 労働者向けのイベントを開催し、働く方に直接テレワークのメリットを訴える。	20,209	19,536	96.7%	22,457	19,062	-	-	-	-	-	184	8	厚生労働省
17	I 1 (3) -	ふるさとテレワーク推進事業	地方でも都市部と同じように働く環境を実現する「ふるさとテレワーク」を推進し、併せて多様なテレワークの普及展開を図ることにより、人や仕事の方への流れを促進し、地方創生に資するとともに、働き方改革を実現する。	ふるさとテレワークの全国への拡大・定着を図るため、引き続き、ふるさとテレワークを導入する地方自治体等に対して、導入経費の補助等を通じてふるさとテレワークの更なる普及促進を行う。 また、一億総活躍社会の実現に向けて、ICTを活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするテレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報のほか、セキュリティガイドラインを更新するなど、企業等におけるテレワークの導入支援を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の日程に合わせて「テレワーク・デイ」の国民運動を行う。	720,965	532,169	73.8%	629,948	700,000	-	-	-	-	-	182	6	総務省
18	I 1 (3) -	テレワークの普及促進に向けた気運の醸成	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークをこれから導入しようとする企業等に対しては、そのメリットや好事例を様々な形で発信していくことが有益であるとともに、普及に当たってはテレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。	労務管理上の留意点・VDT作業における留意点等について周知するためのセミナーを開催する。 テレワークを導入する先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて広く周知する。 企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言(以下「テレワーク宣言」という。)し、テレワークを導入する取組を実施。取組内容を周知し、導入促進の波及効果をもたらす。	25,302	19,405	76.7%	49,742	54,716	-	-	-	-	-	184	11	厚生労働省
19	I 1 (3) -	テレワーク相談センターの設置	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。 テレワークの導入に当たっては、労務管理やセキュリティ対策を始め、課題も多いため、テレワークを導入する企業にノウハウを提供することが有効であり、これによってテレワークの支援対策をより一層推進することを目的とする。	テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談に応える相談センターを設置する。 テレワークの導入を検討する企業に対し、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施する。	40,756	30,229	74.2%	55,775	32,953	-	-	-	-	-	182	12	厚生労働省

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針	担当府省庁				
					関係予算				法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)				
28年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)		28年度決算額(千円)		使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)										
20	I 1 (3) -	一	国家公務員に対するテレワーク、リモートアクセスの推進	「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき策定した「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(27年1月21日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)や、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組方針」(26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)、「働き方改革実行計画」(29年3月28日働き方改革実現会議決定)により、多様で柔軟な働き方が選択できる社会をめざし、国家公務員のテレワーク導入に向けた具体的な取組を推進する。	平成29年4月に閣僚懇談会にて国家公務員制度担当大臣から以下内容について各省大臣に対しテレワーク・リモートアクセスの推進を要請した。 ・国家公務員のテレワークに関しては、「働き方改革実行計画」において2020年度までに計画的な環境整備に取り組むこととされており、この機に積極的な取組をすること。 ・既に環境整備の進んでいる各省においては、「テレワーク・デイ」の積極的な参加をすること。 同年同月、次官連絡会議において、内閣官房副長官からも全次官に対し、以下内容について指示した。 ・テレワーク・デイへの国家公務員の率先した参加で、テレワークの普及拡大につなげ公務部門の働き方改革を一層加速すること。 テレワーク・デイにおけるテレワークの実施状況について、今後、調査し取りまとめの上、公表予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	31、32	内閣官房	
21	I 1 (3) -		テレワークの推進	女性や高齢者の活躍による労働力の拡大、大都市への一極集中の是正による地方での雇用拡大等のため、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外からたくさんのお客等が集まり、首都圏の公共交通機関における混雑が予想されることから、会期中のテレワーク活用が有効として、オリパラを契機にテレワーク普及をさらに後押しすることを目的とする。	総務省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省(4省庁)で連携し、次の普及・啓発活動を行う。 ・テレワーク推進フォーラムの開催 ・テレワーク関係府省連絡会議の実施 等 上記4省及び内閣官房、内閣府が主催し、毎年7月24日をテレワーク・デイと定め、普及・啓発を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	183	15	経済産業省	
22	I 1 (3) -		テレワークの推進	ニッポン一億総活躍社会の実現、少子化対策に向け、都市行政の分野においても、まちづくりと連携した柔軟な働き方や女性の活躍促進など働き方改革の推進、子育てしやすいまちづくりを推進する必要がある。	すべての人が活躍できる社会の実現を目指すため、場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 このため、就労者を対象としたテレワークのアンケートを実施するとともに、テレワーク拠点の整備や公共交通機関でのテレワーク実施環境の整備に関する調査を関係省庁と連携し実施することで、多様なテレワークの普及・促進を図る。	25,000	24,980	99.9%	25,000	35,000	-	-	-	-	-	181	16	国土交通省
23	I 1 (3) -		国家戦略特区のテレワークに関する援助	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるとともに、働く方が育児や介護等を理由とした離職を防ぐことや、高齢の方や障害を持つ方に就労機会を提供することが可能となるなど、雇用の安定・継続に資するものである。 平成29年6月16日に成立した改正国家戦略特別区域法においても、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助」について規定されたことを踏まえ、国と地方自治体がそれぞれの強みを活かして、事業主に加えて、広く労働者を対象に、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行う。	地方自治体と連携し、相談窓口を設置するなどして、企業への導入支援や、働く方への情報提供等を実施する。	-	-	-	-	56,811	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	
24	I 1 (3) -		女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例に加え、ロールモデル女性職員、イクメン職員、イクボス職員の紹介を行う。 また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体と共に通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、テレワークの活用を含め各地方公共団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を「実践マニュアル」として取りまとめる。	-	-	-	15,549の内数	12,682の内数	-	-	-	-	-	3	34	総務省
(4) ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進																		
25	I 1 (4) ①	①育児休業等の取得促進	改正育児・介護休業法の周知徹底・円滑な施行	改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、平成29年1月1日施行の改正内容及び同年10月1日施行予定の改正内容について、周知徹底を図る必要がある。	改正内容の円滑な施行のため、パンフレット等の作成や、説明会の開催など、改正内容の周知徹底に取り組む。	-	-	-	-	○	-	-	-	60、82、157	19	厚生労働省		
26	I 1 (4) ①		両立支援等助成金(女性活躍加速コースを除く)	仕事と育児・介護の両立に関しては、以下の通り数値目標が掲げられている。 ○未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) ・第1子出産前後の女性の継続就業率 2015(27)年 53.1% → 2020(32)年 55% ・男性の育児休業取得率 2016(28)年 3.16% → 2020(32)年 13% ○ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定) 2020年代初頭までに介護離職をなくす これらを踏まえ、助成金の支給により事業主等の取組をさらに促進し、仕事と育児・介護の両立を容易にするための環境整備を進める。	仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、助成金を支給する。	25,823,227	24,499,173	94.9%	10,947,667	24,112,905	-	-	-	-	-	53、62	18、22	厚生労働省

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		担当府省庁			
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)			
28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)					28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)										
27	I 1 (4) ①	①育児休業等の取得促進	育児・介護支援プラン導入プログラム事業	「少子化対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)において、育休復帰支援プランによる支援および助成金を支給することにより、労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図ることとしている。 また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においては、「介護に直面した労働者への休業からの復帰支援など、仕事と介護の両立に資する雇用環境の整備を行った事業主に対する支援を強化するとともに、事業主へのコンサルティングを提供する。」とされていることから、中小企業における育児休業・介護休業の取得および円滑な職場復帰による継続就労支援を行う。	中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育休復帰支援プラン」と「介護支援プラン」の策定・利用を支援。 ・「育休復帰支援プラン」及び「介護支援プラン」の普及促進 ・セミナーの開催 ・個々の事業主の状況に応じたプランの策定支援を行う育児・介護プランナーを養成し、プランナーによる事業主のプラン策定支援を実施 ・「介護支援マニュアル」(仮称)の作成	366,499	190,499	52.0%	336,545	308,051	—	—	—	—	52, 56、170、173	20-1、23	厚生労働省	
28	I 1 (4) ②	②病気の治療と仕事の両立	治療と職業生活の両立等の支援対策事業	労働者の健康確保の観点から、事業者は、疾病を抱える労働者が就労によって疾病が悪化することのないよう、一定の就業上の措置や治療等に対して配慮を行うよう努める必要がある。 また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)等に基づき、治療と職業生活の両立に向けたトライアングル型支援などの推進を図る必要がある。 このため、一般国民も含めた周知・啓発、両立支援コーディネーターの養成・配置、企業連携マニュアルや疾患別サポートマニュアルの作成等により、治療と職業生活の両立支援の取組の普及を図る。	「ニッポン一億総活躍プラン」、「働き方改革実行計画」等に基づき、治療と職業生活の両立に向けたトライアングル型支援などの推進を図る必要がある。 両立支援コーディネーターの養成を始め、企業連携マニュアルや疾患別サポートマニュアルを作成する。また、経営者、人事労務担当者等向けのセミナー等を開催する。さらに、一般国民も含めた周知・啓発として広報活動を行うほか、地域での取組を推進するため、各都道府県に地域両立支援推進チームを組織し、治療と仕事の両立支援の普及を図る。	218,273	216,842	99.3%	1,007,671	1,350,333	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省
29	I 1 (4) ③	③労働者のライフイベントに応じた配置	「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」の周知	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成27年12月24日閣議決定)において、「転勤の実態調査を進めていき、企業の経営判断にも配慮しつつ、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する「転勤に関する雇用管理のポイント(仮称)」の策定を目指す」とされたことから、29年3月30日に「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」を策定し公表した。	平成29年3月30日に策定・公表した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」を厚生労働省のホームページに掲載するほか、労働局における周知を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省		
30	I 1 (4) ④	個人の学び直し・復職・再就職支援	仕事・家庭と学び直しの両立を実現する教育訓練のあり方研究事業(仮称)	子育て中の女性や在職者は、多忙な中で学び直しのための教育訓練を受講する時間を確保すること自体が困難であることから、こうした課題を解決する講座の開講形態・教育手法や、企業側の時間的配慮のあり方につき調査研究・課題整理を行い、その成果を普及することで講座の開講を促進し、効率的・効果的な人材育成の推進を図る。	子育て女性等の時間の制約の大きい者にとっても受講しやすい講座の在り方(曜日・時間設定を含む開講形態、教育手法等)について、企業等、教育訓練機関、受講者層に対しヒアリング・アンケート等による調査を行うとともに、「受講しやすい」「身につけるべきスキルを効率的に身につける」開講形態・教育手法についての仮説を形成する。また、仮説に基づいた教育訓練講座の設置・開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、成果を普及、講座の開講の促進を目指す(平成30~31年度)。 (平成30年度予算概算要求) 子育て女性等の時間の制約の大きい者にとって受講しやすい講座の在り方について調査・仮説の形成を予定。	—	—	—	—	25,285	—	—	—	—	—	53	厚生労働省	
31	I 1 (4) ④	個人の学び直し・復職・再就職支援	労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発プロジェクト事業	人口減少局面を迎える中、労働者一人一人の労働生産性向上が不可欠とされているところ、子育て女性や非正規雇用の若者等のキャリア形成上の課題を有する労働者等のキャリアアップ・生産性向上に資する教育訓練プログラムを産業界との連携等を通じて開発・普及し、専門実践教育訓練給付制度における継続的な活用を図る。	教育訓練機関と産業界等が連携し、子育て女性等が再就職にあたり学び直しを行うための教育訓練プログラムを開発・実証する(平成29年度~31年度)。 (平成29年度予算) 平成29年度の取組状況として、女性活躍関係プログラム(インターンシップ型・e-ラーニング型の2区分)については、調達を経て事業を開始したところ。今後、本年度中に産業界を含めたプログラム検討委員会の開催等を通じて子育て女性等のキャリア形成上の課題及び企業ニーズ(子育て女性等の雇用を考える企業及び当該企業の求める人材像(スキル等を含む。))を把握・分析の上、当該ニーズを踏まえた教育訓練プログラムの策定を行う。 (平成30年度予算概算要求) 平成29年度策定のプログラムの実証並びに実証結果を踏まえたプログラムの改定を実施予定。	—	—	—	160,944	173,472	—	—	—	—	—	—	53	厚生労働省

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁				
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他					
32	I 1 (4) ④	個人の学び直し・復職・再就職支援	教育訓練給付制度	<p>労働者の自己啓発を支援する仕組みとして教育訓練給付があるが、中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付については、未だ受給者が少ない状況にある。このため、利用が促進されるよう周知を図るとともに、専門実践教育訓練給付の給付率について40%から50%に、上限額について年間32万円から40万円に引き上げ、集中的に支援する。</p> <p>また、出産、育児等と仕事を両立については、離職せずに継続して働くことができるようになることが必要であるが、仕事を一時的に離れる方に対しては、できるだけ早期に職場復帰してキャリアアップを続けることができるようになることが重要である。こうしたことを進めるため、これまでも取組が続けられてきたが、今後も一層取り組んでいくことが求められる。しかしながら、出産、育児等により、離職後にすぐに教育訓練を受講することが難しい場合があり、離職後一旦は育児等のため就職活動を中断したもの、その後再就職をしようとするとする場合には教育訓練がより必要となる場合も多いと考えられる。このため、出産、育児等により、離職後1年間に教育訓練が受けられない場合に延長して教育訓練給付を受給できる期間(適用対象期間)を離職後20年(現行4年)まで延長し、離職後、出産、育児等でブランクがあっても、能力を向上させ、再就職を実現できるようにする。</p>	<p>雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくしてから1年以内(※1)である者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一一定割合を給付する。</p> <p>(※1)妊娠、出産、育児等により教育訓練を開始することができない者については、最大4年(平成30年1月1日から最大20年)に至るまで、当該理由により当該教育訓練を開始することができない日数を加算することができる。</p> <p>○一般教育訓練に係る教育訓練給付金 ・支給要件:被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。 ・給付水準:教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円) ・対象訓練:雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練</p> <p>○専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金 ・支給要件:被保険者期間10年(平成30年1月1日から3年)以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前10年(30年1月1日から3年)以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。 ・給付水準:教育訓練に要した費用の40%(平成30年1月1日から50%)相当額(上限年間32万円(30年1月1日から上限年間40万円))を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、資格取得等し、かつ、訓練修了後1年以内に被保険者として雇用された者又は当該資格取得等が訓練修了後1年以内である被保険者として雇用されている者には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給 ・対象訓練:専門的・実践的であると認められる訓練</p>	14,489,307	- 決算額確認中	-	13,723,740	17,081,498	○	-	-	-	-	-	54 厚生労働省
33	I 1 (4) ④	個人の学び直し・復職・再就職支援	職業実践力育成プログラム(BP:Brush up Program for professional)認定制度の改善	労働生産性を上げ、成長と分配の好循環を加速するため、働き方改革の取組を速やかに実行していくとともに、未来への先行投資として、人材への投資を強化し、生涯現役社会の実現を目指す。 具体的には、女性の活躍促進も含め、社会人の学び直しを一層促進するため、短期間で受講しやすい教育プログラムの認定制度を創設するとともに、これらのプログラムについて教育訓練給付との連携を図り、もって我が国リカレント教育の充実を推進する。	離職した女性の復職・再就職等も含め、社会人の学び直しを一層促進するため、大学等における実践的・専門的かつ短期間で受講しやすい教育プログラムの認定制度を創設し、これらのプログラムについて教育訓練給付との連携を図る。	-	-	-	-	○	-	-	-	52 文部科学省			
34	I 1 (4) ④		男女共同参画のための学び・キャリア形成支援事業	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、女性活躍の推進のため、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学・専修学校等における実践的な学び直しの機会の提供を推進することとされている。また、「働き方改革実行計画」(29年3月28日働き方改革実現会議決定)においては、大学等の女性のリカレント講座の全国展開を図るために、カリキュラムや就職支援の枠組みについて産業界や地方公共団体等と連携してモデル開発を行い、その普及を図るとともに、講座開拓や職業実践力育成プログラム講座の拡大を進めることとされている。	女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会を開催し、男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支援の推進を図る。	-	-	-	30,624	54,223	-	-	-	126 文部科学省			
35	I 1 (4) ④	(5) ワーク・ライフ・バランスの推進	マザーズハローワーク事業	本格的な人口減少時代に対応し、活力ある社会を維持するために、女性労働力の活用、特に出産・子育て等で離職した者への再就職支援が喫緊の課題となっている一方、「就業構造基本調査」では、就業を希望しながら求職活動を行っていない12歳未満の子どもを持つ女性が約137万人いると推計されており、そのような子育て女性等の再就職を促進する。	子育て中の女性等を対象に、子ども連れて来所しやすい環境を整備の上、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施。 事業拠点の拡充を行うとともに、ひとり親支援専門の就職支援ナビゲーター及び両立求人の開拓を行う求人支援員を追加配置し、更なる就職支援を強化。 また、職業訓練関係業務のワンストップ化を推進。	3,189,102	2,733,683	85.7%	3,585,204	3,767,436	-	-	-	-	55, 56 厚生労働省		
36	I 1 (5) ①		公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条第1項において、国は、国及び公庫等の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。これに基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」を策定し、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、これにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	国の全機関(26機関)が、実施スケジュールを公表し、平成28年度に取組を開始。うち、29年度に、WTO対象事業を含め全面実施する機関は、19機関。 独立行政法人等については、平成29年度から原則全面実施することとし、全182機関が実施スケジュールを公表済。 現在、各府省等の取組状況(平成28年度)について調査中。	-	-	-	-	-	-	-	-	49 17 内閣府			
37	I 1 (5) ①	(5) ワーク・ライフ・バランスの推進	各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条第1項において、国は、国及び公庫等の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するよう努めるものとされている。また、同条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」を策定した。これらに基づき、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、この取組を地方公共団体、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催、民間企業等へ広めることにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	内閣府、総務省及び厚生労働省で、認定取得企業等の情報提供の充実について検討を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49 17 内閣府、総務省、厚生労働省		

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁			
					関係予算				法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他				
28	I 1 (5) ①	調達を活用したWLB加速調査研究	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条第1項において、国は、国及び公庫等の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するよう努めるものとされている。また、同条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」を策定。これらに基づき、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、地方公共団体においても、国の取組に準じた取組が進められるよう、先進的な取組事例や導入手法等を示して働きかけや啓発を行う。これにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	平成29年度事業において、「調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業評価の推進に関する調査研究」を実施。	—	—	—	5,934	—	—	—	—	49	17 内閣府		
39	I 1 (5) ①	各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条において、国は、国及び公庫等の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。これに基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」を策定し、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する調達や民間企業等における各種調達においても、国と同様の取組が促進されるよう、先進的な取組事例や導入手法等を示して働きかけを行う。これにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	平成28年度第二次補正予算において、「民間企業における調達を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速に関する調査研究」を実施した(29年3月 調査報告書を公表した)。	7,461	5,184	69.5%	—	—	—	—	—	49	17 内閣府		
40	I 1 (5) ①	女性が輝く先進企業表彰	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、女性の活躍推進に取り組む企業に対する好事例の顕彰や、登用状況の開示促進等を行うこととされた。それに沿って、26年度から、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から表彰することとなった(26年9月内閣総理大臣決定)。 なお、平成32年度(2020年)まで女性の活躍を重点的に加速することを目的として、7年間に限り実施する。	女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組(調達において取引先企業の女性活躍やワーク・ライフ・バランス等を評価する取組も含む。)及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰し、もって、「女性が輝く社会」の実現に資する。	925	925	100.0%	925	925	—	—	—	—	内閣府		
41	I 1 (5) ②	「地域働き方改革会議」における取組の支援	出生率や出生率に関連の深い各種指標は地域によって大きく異なっており、出生率低下の要因である「晩婚化・晚産化」や、それらに大きな影響を与えていたと考えられる「働き方」の「所得」や「地域・家族の支援力」にも地域差がある。 このため、国全体での対策に加えて、地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の実情に即した「働き方改革」を推進していく取組を、関係府省庁一体となって推進する。	(平成29年度までの取組) 各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より、情報提供や構成員の派遣を始めとした支援を実施。 (平成30年度実施予定) 「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き方改革会議」への情報提供や構成員の派遣を始め、地域における先駆的・優良な取組の横展開を継続して実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣官房		
42	I 1 (5) ③	経営者・管理職の意識改革の推進	企業等におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査研究及び情報提供	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「行動指針」において、国の取組として、「労使による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例や取組のノウハウ等の情報を提供していくこと」とされている。 また、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においては、「育児休業等を取得しても中長期的に処遇の差を取り戻すこと、職務上の経験を積むことが可能となるような人事配置、教育訓練、昇進基準及び人事評価制度見直しの奨励、職場マネジメントの調査研究及び好事例の提供を行なう」とされている。 こうした必要性を踏まえ、内閣府では、様々な主体における、仕事と生活の調和の取組状況等について、専門的かつ多角的な観点から分析を行い、啓発用ツールとして好事例集を作成する。	ワーク・ライフ・バランスに関する好事例が認められた企業等を対象に、その後の取組状況を把握し、取組の継続や従業員への浸透状況、働き方や生産性の変化等を調査研究する。また、その内容について、啓発用ツールとして好事例集を作成する。	6,118	7,470	122.1%	5,202	11,506	—	—	—	—	74	25 内閣府
43	I 1 (5) ③	経営者・管理職の意識改革の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進するための経営者・管理職向けセミナー	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「行動指針」において、国の取組として、「労使による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進すること」とされている。 また、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においては、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促し、経営者のリーダーシップによる取組を促進すること」とされている。 こうした必要性を踏まえ、内閣府では、企業経営者・管理職等に対して、ワーク・ライフ・バランスを経営戦略に位置付けて取り組むことについて理解と行動を促進するためのセミナーを開催する。	仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的方法(好事例)等の普及啓発を図るため、経済団体等と連携し、経営者や管理職を対象としたトップセミナー等を開催する。	4,257	704	16.5%	3,915	4,161	—	—	—	—	74	25 内閣府

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁			
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他				
44	公務員の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	男女双方の働き方改革に関する取組	ワークライフバランスの推進及び働き方改革は、育児・介護等時間制約のある職員のみならず、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠である。 このため、ワークライフバランス推進強化月間を通じて、各府省等は、創意工夫の上、「ゆう活」など働き方改革に具体的に取り組むことで、超過勤務を縮減し、職員・職場の意識変化を進める。 また、業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした取組を行った国家公務員の職場のうち、特に優秀なものを表彰することで、国家公務員の働き方改革によるワークライフバランスの推進を図る。	ワークライフバランス推進強化月間に係るポスターを作成し、各府省等に配布する。 各府省等から推薦があつた職場を対象として、有識者からなる選考委員会が評価して表彰候補を選定、国家公務員制度担当大臣及び内閣人事局長により表彰を行う。	28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)	法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)	
					50,282の内数	41,666の内数	—	67,063の内数	115,362の内数	—	—	—	—	2,163、175	32 内閣官房	
45	I 1 (5) ④	国家公務員のフレックスタイム制の活用促進	フレックスタイム制を活用し、職員が自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方をすることによって、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	フレックスタイム制については、平成28年4月に原則として全ての職員に对象が拡充されてから約1年が経過したところ。育児や介護を行う職員を始めとして、職員がフレックスタイム制を活用し、自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方をすることは、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資するものであり、引き続き制度の周知を図り、一層の活用を促進していくことが必要。29年8月の人事院勧告時に、その旨報告したところであり、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、引き続き取組を進める。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	32 人事院	
46	I 1 (5) ④	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信(予算等については24の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性職員の育児休業取得の拡大・ゆう活・フレックスタイム・テレワークの活用等)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における職員のワークライフバランス推進に向け、働き方改革に関する先進的な取組事例の紹介を行う。 また、女性活躍・働き方改革に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を「実践マニュアル」として取りまとめる。 地方公共団体の「ゆう活」の取組については、「ゆう活の趣旨に即した取組を含め地域の実情に即した積極的な取組を行っていただくよう働きかけを行う。	—	—	—	15,549の内数	12,682の内数	—	—	—	—	164、176	—	総務省
2. 男性の暮らし方・意識の変革																
(1) 男性の家事・育児等への参画促進																
47	I 2 (1) ①	男性の育児休業の取得状況の「見える化」の推進	「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「育児休業の取得時期・期間や取得しづらい職場の雰囲気の改善など、ニーズを踏まえた育児休業制度の在り方にについて、総合的な見直しの検討に直ちに着手し、実行していく。」「次世代育成支援対策推進法に基づく子育てしやすい企業の認定制度(くるみん認定)について、男性の育児休業取得に関する認定基準を直ちに引き上げる。また、平成29年度に同法(一般事業主行動計画)により個別企業における男性の育休取得状況を見える化することを検討し、同法の改正後5年に当たる32年度までに、更なる男性育休取得促進方策を検討する。」とされたことから、これらについて実施していく。	男性の育児休業の取得状況の「見える化」を図る観点から、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の記載事項の見直しを行ふ。 また、「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会」を開催し、ニーズを踏まえた両立支援制度の在り方について検討を行う。	—	—	—	—	○	—	—	—	—	厚生労働省		
48	I 2 (1) ②	男性職員の育児休業等の取得促進(予算額等については44の再掲)	男性職員への家庭生活(家事、育児、介護等)への参画促進は、女性職員の活躍促進のためにも不可欠であり、男性職員のワーク・ライフ・バランス推進の観点からも重要である。しかし、男性の仕事と育児や介護との両立について、管理職員の十分な理解がないケースも見られるため、一層の理解促進を図る必要がある。特に、男性職員の育児休業と「男の産休」については、政府全体の目標の達成に向け、強力に取得促進を図る必要がある。	男性職員の育児休業等取得促進に係るハンドブックやポスターを作成し、各府省等に配布する。 育児をしながら働く職員のワーク・ライフ・バランスの推進及び男性職員の家庭生活への関わりの推進に資するよう、各府省等の共働き世帯で未就学児を持つ職員を対象としたセミナーを実施する。 各府省等の管理職員を対象とした女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進に係るセミナーに、男性職員の育休等の取得促進に関する内容を盛り込む。	50,282の内数	41,666の内数	—	67,063の内数	115,362の内数	—	—	—	—	—	2	32 内閣官房
49	I 2 (1) ②	公務員の男性職員の育児への主体的な参画の推進	男性職員の育児への主体的な参画の推進	育児休業等の利用が女性職員に偏ることのないよう、男性職員の両立支援制度の活用を促す必要。	男性職員が利用できる両立支援制度の周知・啓発を徹底するとともに、育児を行う職員のキャリアパスの充実や育児に関するハラスメントの防止についてどのような意識を持つべきかを考える機会の提供を幅広く行う。	—	—	—	—	—	—	—	例年開催している各府省担当者会議等において周知等を行う。	—	人事院	
50	I 2 (1) ②	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信(予算等については24の再掲)	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信(予算等については24の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例の一つとして、男性職員の育児休業取得促進に向けた取組を紹介するほか、イクメン職員及びイクボス職員の紹介を行う。 また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を「実践マニュアル」として取りまとめる。	—	—	—	15,549の内数	12,682の内数	—	—	—	—	—	総務省

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁			
					関係予算				法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他				
51	I 2 (1) ③	先進的な取組事例の収集及び情報提供	男性の家事・育児等参加応援事業経費	男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立て、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれた。同計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事間連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としている(「平成23年社会生活基本調査」時において67分)。「女性活躍加速のための重点方針2017」では、「男性の家事・育児等への参画を促進させるため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する啓発等についての先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。また、外出における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。」こととされた。	男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ(結婚、妊娠、出産期など)、多様な価値観を持つ男女に興味・关心を持ってもらえる場としてのイベントを開催する。 ・基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ、トークセッション、など ・民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展。 インターネット等の啓発広報を展開する。 男性の家事・育児等に関する先進的な取組事例を収集し、インターネット等による情報提供を行う。 男性の家事への参画を支援する企業等の拡大、ネットワーク化を図る。 上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成する。	13,313	11,893	89.3%	17,220	24,683の内数	—	—	—	—	77	24 内閣府
(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進																
52	I 2 (2) ①	男性の家事・育児等への参画についての国民全体の気運醸成	男性の家事・育児等参加応援事業経費(51の再掲)	男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立て、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれた。同計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事間連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としている(「平成23年社会生活基本調査」時において67分)。「女性活躍加速のための重点方針2017」では、「男性が家事・育児等に参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業・社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に開拓付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。男性の家事・育児等への参画に対する世論形成を促進するため、自社の商品・サービス等の提供又はその広報を通じて男性の家事参画を支援し、男性の家事・育児等への参画のポジティブなイメージを発信している企業のネットワーク化を行なう。」こととされた。	男女がお互いの立場を尊重し、豊かな将来のためにそれぞれの家庭の価値観に合った多様な家事・育児のあり方について話し合える機会をつくることが重要との考えに立ち、様々なライフステージ(結婚、妊娠、出産期など)、多様な価値観を持つ男女に興味・关心を持ってもらえる場としてのイベントを開催する。 ・基調講演、パネルディスカッション、ワークショップ、トークセッション、など ・民間企業による男性の家事・育児参加促進につながる商品・サービス紹介コーナーのブース出展。 インターネット等の啓発広報を展開する。 男性の家事・育児等に関する先進的な取組事例を収集し、インターネット等による情報提供を行う。 男性の家事への参画を支援する企業等の拡大、ネットワーク化を図る。 上記の施策を実施して総合的に推進し、国民全体の気運を醸成する。	13,313	11,893	89.3%	17,220	24,683の内数	—	—	—	—	77	24 内閣府
53	I 2 (2) ①		男性の家事・育児への参画促進事業	長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが、少子化の原因の一つであり、男性が子育てや家事に費やす時間を見ると、6歳未満の子供を持つ夫の家事間連時間は1日当たり67分となっており、先進国としては最低の水準に留まっている。このため、従来の働き方にに関する意識を含めた改革が必要不可欠である。 内閣府少子化対策担当では、男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業として「さんきゅうパパプロジェクト」を促進しており、「子供が生まれる日」「子供を自宅に迎える日」「出生届を提出する日」などに休暇を取得し、出産した妻や生まれてきた子供に感謝、全面的に家事・育児をすることを推進している。 「少子化社会対策大綱」、「働き方改革実行計画」や「女性活躍加速のための重点方針2017」においても、男性の家事・育児への参画促進が掲げられており、これらに基づき、男性の家事・育児への参画促進のための取組を強化する必要がある。	配偶者の出産直後の休暇取得をはじめ、男性の子育て目的の休暇取得の促進を図るために、内閣府男女共同参画局や厚生労働省、民間企業・経済団体等と連携して、司令塔となる官民協議会を設置し、賛同する企業を巻き込み、企業の製品やサービスに利活用可能なロゴマークを普及啓発事業として公募する。 公募したロゴマークから最優秀マークを決定して、その後の普及定着のためのキックオフイベント(例えば、連携フォーラムと企業のブース出展、働き方改革や長時間労働は正に關するミニセミナー等)を開催する。 また、合わせて賛同企業がロゴマークを利用して、各企業がターゲットとする顧客に働き掛けていくような仕組みにする。	—	—	—	—	21,349	—	—	—	75、76	18、19、21 内閣府	
54	I 2 (2) ②		子供の事故防止に関する取組の推進	我が国では、消費生活上の事故等によって、14歳以下の子供が毎年300人以上亡くなっている。子供の事故を防止するため、注意喚起等の啓発活動や子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等に関する取組を推進する。	子供の事故防止に関する情報をまとめた「事故防止ハンドブック」の全国的な普及を図るとともに、事故情報を掲載したポータルサイトの抜本的な見直し等に取り組む。	—	—	—	14,782	42,174	—	—	—	51	26 消費者庁	
55	I 2 (2) ②	子供の安全に関する男性の意識の更なる醸成	エシカル消費推進事業	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)及び消費者基本計画(27年3月24日閣議決定)には、消費者一人一人が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在と将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会を目指すことが必要であるとされている。 特に、将来を担う子供を持つ若い親には、自らも多様な視点を持ち、安心して家事・育児に参画し、子供世代へないでいく意識が重要であり、そのための消費者教育を一層充実させる必要がある。そのため、このような活動への関与が薄い若い男性に向けて、エシカル・ラボへの参加の働きかけを行い、多様な生活の視点や消費生活への関心を形成するきっかけとする。	公正で持続可能な消費のため、消費者それぞれが各自が社会的課題の解決を考慮することや課題に取り組む事業者を応援する消費者活動を行う「エシカル消費」を推進する。 また、その普及啓発のため、エシカル・ラボを開催し、エシカル消費に関する若年男性の活動を積極的に紹介するなど、公正で持続可能な将来へ向けた消費生活に対する意識・関心を高め理解促進を行う。 さらに、エシカル・ラボの開催にあたり、先進的な活動を行っている地方公共団体や消費者関連団体等との連携を図り、効果的な理解促進のための啓発手法の開発等を検討する。	27,970の内数	19,528の内数	—	36,825の内数	62,816の内数	—	—	—	—	—	27 消費者庁
56	I 2 (2) ③	配偶者の出産直後の男性の休暇取得の促進	さんきゅうパパプロジェクト促進事業(男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業)	我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べ少なく、夫が休日に行なう家事・育児の時間が第2子以降の出生に影響していることを示す調査結果などもあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つになっている。 そうした認識の下、「さんきゅうパパプロジェクト」の取組は、子供が誕生するときに、家族が時を共にし、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけになるよう、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すもの。 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)においては、男性による配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%(2020年)を目標に掲げている。	平成28年度に内閣府の委託により行った「男性の配偶者の出産直後の休暇取得に関する実態把握のための調査研究事業」の結果、27年に父親になった男性のうち、55.9%が配偶者の出産直後の休暇を取得しており、29.1%の父親になった男性が休暇取得の意向を持ちながら取得していない。 この29.1%に該当する方々の休暇の未取得になつた理由を明らかにするとともに、出産後、休暇を取得するとよい日や、休暇時にどのようなことをするのがよいかを紹介するなど工夫をしつつ、引き続き、企業・団体等への意識改革、機運の醸成を図っていく。	8,000	32,750の内数	—	8,000	8,000	—	—	—	—	75、78	21 内閣府

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁									
					関係予算				法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)								
3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成																						
(1) 政治分野における女性活躍																						
57	I 3 (1) -	政治分野における女性の参画拡大に係る調査研究及び情報提供	政府は、第4次男女共同参画基本計画に基づいて、各政党に対し、女性活躍推進法に基づき民間が行う取組内容を踏まえ、女性活躍に関する現状の把握・分析、女性候補者等における数値目標の設定や人材育成の取組を含めた行動計画の策定や情報開示に向けた自主的な取組等のポジティブ・アクションの実施を要請している。これを踏まえ、政党等の政治分野への女性参画拡大のために参考となるよう、政府として必要な調査及び情報提供を積極的に行う。	第4次男女共同参画基本計画においては、「民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができなければならず」、「特に、政治分野における女性の参画拡大は重要である」とされている。 特に、地方議会においては住民の生活実感に根差した声を反映していくことが重要であり、我が国が人口減少局面に突入し、社会経済や地域社会の状況が大きく変容する中、住民自治の根幹をなす機関として地域の実情を考慮した的確な対応の必要性が指摘されている。 地方議会制度については、近年の制度改正により、地方公共団体が地方議会運営において自主性を發揮できる環境が整ってきている。一方で、「女性の議員の割合が男性の議員に比べて著しく少なく」、「性別や年齢層など自らの属性とは異なると考える住民が立候補しにくく、議員のなり手不足の一因となっている」、また、「住民の属性と異なることにより議員との距離感が広がり、地方議会に対する関心の低下、意思決定に対する納得感の低下につながっている」との指摘もある。この点、地方議会に多様な民意を反映することは、こうした課題の解決に資する一つの方策であると考えられる。 上記を踏まえ、平成29年度は、地方議会において女性議員の割合が少ない要因に関する調査研究を実施し、好事例等を含めた情報の提供を行う。30年度は、前年度から調査対象及び調査項目を拡充した上で継続調査を実施する。当該調査結果は、前年度の調査結果と合わせて検証を行うこととし、引き続き好事例等を含めた情報の提供を行う。	28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)	法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)	内閣府						
(2) 司法分野における女性活躍																						
58	I 3 (2) -	検察官の就業継続のための環境整備	仕事と生活の調和及び子育て中の検察官の活躍促進を図る	転勤先の保育所の確保が必要な場合における可能な限り早期に内示を行ななどの配慮、年次休暇の取得促進、育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進等の取組を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	法務省							
(3) 行政分野における女性活躍																						
59	I 3 (3) -	女性職員育成加速化、柔軟な人事管理と管理職の意識改革(予算額等については44の再掲)	我が国の経済社会の持続的な発展のためには、女性の力を最大限發揮できるようにするとともに、女性が輝く社会を実現することが重要であり、国が「まず既より始めよ」の観点から率先して女性職員の活躍推進に取り組む必要がある。また、多様な人材を活かすダイバーシティマネジメントを進めることは、行政ニーズのきめ細かい把握や新しい発想の創出を可能とし、政策の質や行政サービスの向上にもつながる。 上記のような総合的な視点から女性職員の活躍を推進するに当たっては、男女全ての「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスを実現することが不可欠である。ワーク・ライフ・バランスの推進は、男女共に育児・介護等による時間制約のある職員が増える中で公務の持続可能性の向上の観点から極めて重要であり、全ての職員が状況に応じて柔軟な働き方を行いつつ公務を支えるという仕組みへの転換を図る必要がある。	女性活躍・ワークライフバランス推進に係るセミナー(管理職員、若手女性職員、中堅女性職員対象)や管理職員向けeラーニングを実施する。 育児休業中の女性職員又は育児休業から職務復帰して1年以内の女性職員や、共働き世帯で未就学児を持つ職員を対象としたセミナーを実施する。 様々な分野で活躍する女性職員に対しインタビューを実施し、活躍事例集として取りまとめるとともに、ホームページでの公開や冊子の配布による情報発信を行う。 各府省一体となつた「国家公務員」ブランドの発信・浸透を図るために、女性を始めとした多様な対象に向け、ホームページやSNSなどの多様な媒体を通じた情報発信の強化や、説明会の企画、参加などの取組等の積極的な広報活動を実施する。また、国家公務員志望者の裾野を拡大するため、地方や海外に住む学生へ積極的に働きかけるとともに、大学生に限らず、高校生や親世代等の様々な世代も視野に入れ積極的な広報を行っていく。	50,282の内数	41,666の内数	-	67,063の内数	115,362の内数	-	-	-	-	-	2	32	内閣官房					
60	I 3 (3) -	女性国家公務員の人材確保のための啓発・募集活動	女性国家公務員の活躍推進に当たっては、女性在職者を増加させることがその基盤となり、そのためには女性の採用者数を増加させることが必要となる。 現在、第4次男女共同参画基本計画における「指導的地位に占める割合を30%程度」とする目標に向けて取組を進めているところであり、国は、「まず既より始めよ」の観点から女性の採用・登用の拡大に取り組むこととされている。また、そのための成果目標として、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度30%以上とすることが掲げられている。このような状況の下、有為の女子学生への重点的な誘致活動を実施し、女性申込者そのものの拡大と公務を優先志向する女性申込者の拡大を図る必要がある。	・「女性のための公務研究セミナー」の実施 様々な府省における業務内容やその魅力、女性の活躍の実態等を説明し、公務への関心をより一層高めてもらうことを目的として実施する。 ・「女性のための霞が関特別講演」の実施 国の行政の最前线で活躍する女性行政官が、我が国的重要な政策課題について講演するとともに、併せて女性の立場から仕事のやりがいや仕事と家庭の両立についても言及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。 ・女子学生等試験制度ガイダンスの実施 多数の大学で国家公務員試験制度を説明し、より多くの女子学生に職業選択の一つとして公務に関心を持ってもらうことを目的として実施する。	2,614	1,496	57.2%	2,614	2,994	-	-	-	-	-	-	人事院						
61	I 3 (3) -	女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信(予算等については24の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体のかつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例に加え、ロールモデル女性職員、イクメン職員、イクボス職員の紹介を行う。 また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を「実践マニュアル」として取りまとめる。	-	-	-	15,549の内数	12,682の内数	-	-	-	-	3	34	総務省						
62	I 3 (3) -	「市町村女性参画状況見える化マップ」の拡充	第4次男女共同参画基本計画においては、政治・行政分野における女性の参画状況について調査を行い、国民に分かりやすい形で「見える化」を進めることとしている。 「市町村女性参画状況見える化マップ」は、その一環として、各分野における地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況に関する調査結果を集約し、地図上に一覧化することにより、男女共同参画社会の実現に資するものである。	「市町村女性参画状況見える化マップ」は、市町村(東京都特別区を含む。)における男女共同参画の推進状況について、平成29年8月現在、4項目(①公務員の管理職に占める女性割合、②公務員の係長相当職に占める女性割合、③市町村議会議員に占める女性の割合、④男性公務員の育児休業取得率)を地図上で分かりやすく「見える化」しているところ、30年度は、地方自治体等の要望を踏まえ、「見える化」項目を拡充する。	-	-	-	1,678	3,699	-	-	-	-	-	-	内閣府						

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		担当府省庁					
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)						
28年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)					28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)												
(4)女性活躍情報の「見える化」の徹底等																				
63	I 3 (4) ①	女性活躍推進法「見える化」サイト拡充業務	女性活躍推進法「見える化」サイト拡充業務	女性活躍推進法(平成28年4月完全施行)では、国及び地方公共団体に対し、特定事業主行動計画に基づく取組の職業選択に資する情報の公表状況、都道府県・市町村推進計画等に加え、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況についてもとりまとめ、一覧にてわかりやすく公表する。さらに平成30年度は各団体の情報を比較しやすく、また、好事例等利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、検索機能や提供情報の充実等、サイトの拡充を図るとともに、サイト掲載情報の周知を徹底する。	国及び約1,800の地方公共団体が策定した特定事業主行動計画、女性の職業選択に資する情報の公表状況、都道府県・市町村推進計画等に加え、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況についてもとりまとめ、一覧にてわかりやすく公表する。さらに平成30年度は各団体の情報を比較しやすく、また、好事例等利用者が知りたい情報に容易にアクセスできるよう、検索機能や提供情報の充実等、サイトの拡充を図るとともに、サイト掲載情報の周知を徹底する。	1,672	1,012	60.5%	5,021	9,452	—	—	—	—	1	29	内閣府			
64	I 3 (4) ①				女性活躍推進法に基づく女性活躍情報の「見える化」の促進	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	企業における女性の活躍推進の取組や両立支援制度を利用しやすい環境整備の加速化を進めるためには、女性が活躍できる企業かどうかの情報を一覧化するとともに、企業の取組を公表し、女性の活躍推進や両立支援に積極的な企業ほど労働市場で選ばれるという社会環境をつくることが効率的かつ効果的であることから、企業における女性の活躍状況に関する情報及び項目を一元的に集約し、女性の活躍を推進する。	女性活躍推進法に基づく情報公表や行動計画の掲載先として、企業における女性の活躍状況に関する情報及び項目を一元的に集約し、機能の改善等利便性の向上を図るとともに、ユーザビリティを高める。 (平成30年度予算概算要求) ・情報公表が義務となっている企業だけでなく、努力義務となっている企業に対する登録の働きかけ ・検索機能や表示方法などの機能充実(企業の取組状況の公表、好事例の作成・公表等) ・学生が就職活動をするにあたり特に必要と思われる情報を効果的に閲覧できるよう利便性の向上	118,800	118,800	100.0%	134,101	145,465	—	—	○	—	6	46	厚生労働省
65	I 3 (4) ②	女性活躍推進法の施行後3年の見直し	女性活躍推進法施行後3年の見直し	女性活躍推進法附則第4条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていることから、法の施行状況を踏まえ、関係省庁と連携し、今後必要な検討を行う。	女性活躍推進法施行後3年を迎えるにあたり、法の施行状況を踏まえ、関係省庁と連携し、今後必要な検討を行う。(法施行状況調査については、平成29年度予算において実施する予定。)	—	—	—	6,399	—	○	—	—	—	—	29	内閣府			
66	I 3 (4) ②				女性活躍推進法の施行後3年の見直し	平成28年4月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)の施行後3年の見直しを行うため、その施行状況を踏まえ、情報公表制度の強化策など必要な制度改正を検討する必要がある。	女性活躍推進法については、来年度に施行後3年を迎えることから、それにあわせて、情報公表制度の検討など必要な制度改正を進める。	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	厚生労働省		
67	I 3 (4) ③	企業における女性活躍を始めとしたダイバーシティ経営の推進	ダイバーシティ普及アンバサダー事業	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の推進や一億総活躍社会の実現に向けて、様々な取組を進めており、「未来投資戦略2017」(29年6月閣議決定)において、「経営戦略としてのダイバーシティの実現」が記載されたところ。女性活躍を推進するためには、企業・経済社会において女性を始めとする多様な人材がその能力を最大限発揮し、競争力を高めていくことが必要。そのため、企業の経営戦略としての女性活躍推進を進めていく。	・新・ダイバーシティ経営企業100選／100選プライムの表彰 ダイバーシティ経営の推進により、多様な人材の能力を活かし、生産性の向上等につなげている企業を表彰する制度。平成29年度は、「新・ダイバーシティ経営企業100選」の他、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン(29年3月策定)」を踏まえ、中長期的な企業価値向上につながるダイバーシティ経営の推進により成果を生んでいる企業を表彰する「100選プライム」を新たに創設。 ・なでしこ銘柄の選定 経済産業省と東京証券取引所が共同で、女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定。 ・ダイバーシティ経営の普及・啓発 上記の表彰企業等のベストプラクティスの周知や、資本市場・労働市場との対話の推進等を通じて、産業界における女性活躍・ダイバーシティ経営の推進を図る。	195,028の内数	183,069の内数	—	190,536の内数	210,000の内数	—	—	—	—	—	63	48	経済産業省		
68	I 3 (4) ④	ESG投資など資本市場等における女性活躍情報の「見える化」	資本市場における女性活躍情報の活用状況「見える化」事業	日本版スチュードシップ・コードの改訂(平成29年5月)において、機関投資家が把握すべき投資先企業の情報の事例としてESG要素が明記されるなど、資本市場において「女性」を含むESG要素が広がりを見せている。こうしたESG投資の拡がりも踏まえ、「女性活躍加速のための重点方針2017」においては、今後、女性活躍の流れを加速し、各界各層での自律的な取組を推進するためのステップとして、各界各層における女性活躍情報の「見える化」の徹底と、資本市場においてもその活用を促進させることが重要であるとされている。 当事業により資本市場における女性活躍情報の活用状況を「見える化」することで、投資対象となる上場企業の女性活躍・WLB取組を促進する。	機関投資家を対象に女性活躍・WLBに関するESG投資状況についてアンケート調査を行い、調査結果を比較可能な形でHP等に掲載する等の「見える化」を行う。 また、優良・先進事例等については個別にヒアリングを行い、「見える化」により機関投資家と投資先企業に情報を横展開する。 なお、調査は資本市場の動向等に詳しい有識者(投資家・企業経営者・指数ベンダー等)も含めて構成される検討会の意見を基に進める。	—	—	—	—	11,656	—	—	—	—	9	47	内閣府			

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁					
					関係予算				法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)				
(5)企業における女性の参画拡大に資する環境整備																		
69	I 3 (5) ①	女性リーダーの育成	女性リーダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査	内部昇進による女性役員及び社外からの登用による女性役員の増加に向けて、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたモデルプログラムについて、地方公共団体や経済団体等に周知し、広く実施を促進するとともに、平成29年度に複数地域においてモデルプログラムに基づくセミナーを実施し、その効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。	28年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)	法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)	内閣府		
					企業における女性の役員候補の育成に向けて、平成28年度に本事業で開発した女性リーダー育成モデルプログラムを北海道、埼玉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、福岡県の7か所において実施し、その効果や課題を明らかにするとともに成果を広く共有する。加えて、受講生の役員登用を支援するために、企業経営者層と受講生のネットワーキングの機会を設ける。	9,847	7,999	81.2%	11,281	56,260	—	—	—	—	—	42		
70	I 3 (5) ①	産業界における女性リーダー育成の推進	一億総活躍社会の実現に向けて、女性がその能力を遺憾なく発揮できるよう支援することが不可欠。特に、経営層に女性を含めた多様な視点が入ることは、企業競争力を向上する上で重要。 他方で、我が国の企業における経営層・管理職層の女性は極めて少ない状況であり、女性リーダー育成を推進する事業を支援することで我が国の企業競争力の強化を目指す。	幹部候補の女性社員を対象に、ハーバード・ビジネススクールのノウハウを活用し、グローバルな知見を習得するための企業横断的な研修機会を提供する取組を支援する等、女性リーダーの育成推進に向けた取組を推進する。	39,933	32,680	81.8%	—	—	—	—	—	—	—	43	経済産業省		
71	I 3 (5) ②	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	平成26年3月に首相官邸で開催された「輝く女性応援会議」を契機に、同年6月、女性活躍推進に積極的に取り組む男性リーダーによって策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に沿って、組織トップ自らが女性活躍に取り組み、その行動を全国の組織トップやWAW!などの国際会議等へ発信・周知すること等により、女性活躍加速の気運を高める。	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に、より多くの民間企業や団体等のトップの賛同を得、具体的な取組を促進するため、行動宣言や賛同者の取組の成功事例を紹介するシンポジウムや、組織トップによる組織内外での取組及びネットワークの拡大・質向上に向けた賛同者ミーティングの開催・成功事例集及び行動宣言についての広報啓発ツールの作成を行い、国内外に組織トップのコミットメントの重要性を発信する。また、地域における男性リーダーのネットワーキング促進に向けて、地域の経済団体等への働きかけを行う。	—	—	—	6,568	6,568	—	—	—	—	—	40	内閣府	
72	I 3 (5) ③	「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」の署名企業の拡大	男女共同参画推進連携会議	男女共同参画社会づくりに關し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画会議と協力しつつ、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、有識者18人と民間・NPO等の団体から推薦された議員97人(平成29年8月現在)からなる「男女共同参画推進連携会議」を平成8年9月に設置した。また、男女共同参画をめぐる個別具体的な課題の解決に向け、積極的な活動を行つた。27年10月~29年8月まで「女性のエンパワーメント促進チーム」を連携会議内に組織した。	「女性のエンパワーメント促進チーム」において、特に中小企業における女性のエンパワーメント促進、男性の意識改革や当事者意識の醸成に向けた方策の検討や、「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言等の理解促進を図るとともに、国内の企業・関連団体等に対する広報等を行つた。 今後とも、チーム活動等において、WEPs等、組織トップのコミットメント拡大への理解促進に向けた取組等の情報収集・発信に努める予定。	19,541の内数	17,654の内数	—	19,491の内数	19,491の内数	—	—	—	—	—	41	内閣府	
(6)理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性活躍																		
73	I 3 (6) ①	理工系分野における女性活躍推進に向けたシンポジウム、調査研究、「理工チャレンジ」に係る情報発信		我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れて科学技術・学術活動を活性化していくためには、理工系分野の女性研究者・技術者となり得る人材を育成していく必要がある。しかしながら、現在のところ、我が国の研究者に占める女性の割合は、15.3%と他の先進諸国と比べて低水準であり、また、理工系を専攻する女性の割合は、理学系27.0%、工学系14.0%(大学)となっており他専攻に比べて低水準である。 平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」に取り組むこととしており、「女性活躍加速のための重点方針2017」においても、女子生徒等の理工系進路選択に向けた取組を強力に進めることとしている。こうした政府方針を踏まえて、理工系女性人材の層を厚くするため、女子生徒等及び保護者・教職員等に対する理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系女子応援ネットワークの促進・関係情報の発信、産業界で活躍する理工系女性を初めとしたロールモデルの提示等を総合的に実施する。	産学官からなる支援体制の構築を目的としたネットワークの形成及び連携と情報交換等を目的とした会議を開催する。また、女子生徒・学生等を対象にしたシンポジウムに加え、進路選択に影響力を持つ保護者や教員向けのシンポジウムを開催し、理工系進路選択に関する理解を促進。さらに、理工系女性人材の層を厚くするため、理工系分野の学習と具体的な職業を選択に向けた学習機会の拡大、理工系進路選択における阻害要因を解消するため必要な情報に関する調査研究を行う。加えて、「理工チャレンジ」に係る関連施策やイベント情報を充実させるとともに、理工系選択に関する各種情報発信を強化する。	16,752	13,311	79.5%	22,950	26,240	—	—	—	—	—	17	36	内閣府
74	I 3 (6) ①	理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性人材の裾野拡大	理工系女子(リケジョ)啓発イベント	「第5期科学技術基本計画」では、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進することを掲げ、あわせて、自然科学系全体での新規採用に占める女性研究者の割合を30%にすることを目標としている(平成26年現在28.1%)。 女性の参画拡大において、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大も重要な取組の一つであり、いわゆるリケジョイベントの実施を強力に推進しているところである。 この基本計画に基づき、次代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大のため、女子中高生等の理工系選択への興味関心や理解を深めることを目的とし、開催するもの。	本イベントは、主に女子中高生を対象に、理工系女子として活躍している女性研究者の話を聞きながら、質疑応答や意見交換を通して、理工系選択への興味関心を高めるとともに、理解を深めるイベントである。平成29年は5月に内閣府男女共同参画局、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構と協力して「進路で人生どう変わる?理系で広がる私の未来」を実施。	—	—	—	—	—	—	—	特段予算要求をせず、外部機関の協力を得て実施。	—	35	内閣府		
75	I 3 (6) ①	女子中高生の理系進路選択支援プログラム	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。	(施策概要) ・継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(産学官の連携したコンソーシアムや運営協議会等) ・文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチする仕組みの構築(学校訪問による全生徒を対象とした取組等) ・教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択が可能となるような環境・土壤の構築(シンポジウム、理系キャリア相談会等のイベントの開催等) ・複数年度支援による効果的なPDCAサイクルの構築 ・国立研究開発法人科学技術振興機構による効果的な側面の支援(事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等) (平成29年度までの取組/30年度の実施予定) 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、文部科学省として、独立行政法人(国立女性教育会館)や大学等によるシンポジウムの開催や、実験教室の開催を支援してきた。来年度も引き続き新規拠点を探査し、取組を推進する。	—	—	—	45,000(予算額は運営費交付金中の推計額)	45,000(予算額は運営費交付金中の推計額)	—	—	—	—	—	18	37	文部科学省	

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針	担当府省庁		
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他			
					28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)							
76	I 3 (6) ②	産業界及び教育機関への周知、広報の実施	理系女性活躍促進事業(予算額等は67の再掲(一部))	経済産業省及び文部科学省の共同事務局で設置している「理工系人材育成に関する産学官円卓会議(以下「円卓会議」)」では、特定の産業分野で人材が不足していること、産業界では採用した学生に対して再教育している実態があることが示された。円卓会議では、産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進策として、産学官において重点的に着手すべき取組を「理工系人材育成に関する産学官行動計画」として取りまとめており、本事業も当該行動計画における取組として位置づけられている。	女性活躍推進のため、理系女性が持っているスキルと産業界が求めるスキルの可視化を行い、女性自身がどのようなスキルを身につければよいか把握できるような環境整備等を実施する。	195,028の内数	183,069の内数	—	190,536の内数	—	—	—	—	—	38 経済産業省	
77	I 3 (6) ③	女性研究者の活躍促進に向けた環境整備	研究人材キャリアマネジメント促進事業の一部	我が国の女性研究者の割合は増加傾向にあるが、主要国と比較すると未だ低い水準にあり、上位職に占める女性の割合も低い状況にある。そこで、大学等における人材育成・人事システムの改革と連動させ、女性研究者等のキャリアパス構築等を実現するための具体的なキャリアマネジメントのモデル形成を促すため、本事業を実施する。	大学等に対して、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究向上等に係る取組を含む、具体的な目標値等の要件を記載した全学的な人材育成・活躍促進・流動化促進に係る計画の作成を求め、国はその内容を審査し、支援する。	1,087,722	1,008,999	92.8%	1,087,531	1,792,390の内数	—	—	—	—	— 文部科学省	
(7) 女性の起業に対する支援の強化																
78	I 3 (7) —	女性起業家等支援ネットワーク構築事業(予算額等は67の再掲)	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の推進や一億総活躍社会の実現に向けて、様々な取組を進めている。ライフィベント等により、キャリアプランが多様な女性の活躍推進には、企業内における女性活躍や多様性の推進に加え、企業就労に限らない多様なキャリアの選択肢の提示が必要である。	平成28年度から全国10箇所に形成している地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を通じ、起業ニーズの引き出し・整理、女性起業家のロールモデルの提示、金融機関等への橋渡しなどを実施する。	195,028の内数	183,069の内数	—	190,536の内数	210,000の内数	—	—	—	—	63	59 経済産業省	
79	I 3 (7) —	地域創業活性化支援事業	地域での創業とそれによる地域経済の活性化を一層推進していくため、潜在的創業者の掘り起こしから創業前の支援、創業後の成長の後押しまでを実施。	創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促す。事業実施期間中に一人以上の雇用を要件とし、民間金融機関等からの外部資金の活用が見込まれ、経営安定化のために継続して第三者からの支援が期待できる事業に対して重点的に支援。	—	—	—	—	1,000,000の内数	○	—	—	—	—	経済産業省	
80	I 3 (7) —	地域女性活躍推進交付金	平成28年4月に完全施行された女性活躍推進法において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、実施することが責務とされている。さらに、女性の活躍推進は一億総活躍の最も重要な柱となっており、これらを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワントップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 (交付対象)地方公共団体 (補助率)10分の8(平成28年度二次補正) 2分の1(29年度) (交付上限) 都道府県 1,600万円(28年度二次補正) 1,000万円(29年度) 政令指定都市 800万円(28年度二次補正) 500万円(29年度) 市区町村 400万円(28年度二次補正) 250万円(29年度) (交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は策定を予定していること(定量的な成果目標を設定) 本交付金の活用により、地域の女性の起業や起業後の事業継続を支援する拠点である男女共同参画センターによる「女性起業家等支援ネットワーク」との連携により、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する相談会や企業とのマッチング等の支援を行うことを促進する。	59,9943の内数	568,567の内数	—	250,000の内数	350,000の内数	—	—	—	—	65	49、60 内閣府	
(8) 地域における女性活躍の取組の促進																
81	I 3 (8) ①	地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進	地域女性活躍推進交付金(80の再掲)	平成28年4月に完全施行された女性活躍推進法において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、実施することが責務とされている。さらに、女性の活躍推進は一億総活躍の最も重要な柱となっており、これらを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワントップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。 (交付対象)地方公共団体 (補助率)10分の8(平成28年度二次補正) 2分の1(29年度) (交付上限) 都道府県 1,600万円(28年度二次補正) 1,000万円(29年度) 政令指定都市 800万円(28年度二次補正) 500万円(29年度) 市区町村 400万円(28年度二次補正) 250万円(29年度) (交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること(定量的な成果目標を設定)	599,943	568,567	94.8%	250,000	350,000	—	—	—	—	65	49、60 内閣府
82	I 3 (8) ②	自治会や町内会等地域に根差した組織・団体の持続可能な活動に向けた女性活躍の推進	地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究	男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされており、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしている。 また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要。 このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成する。	女性の参画が進んでいない自治会や自主防災組織等、地域に根差した組織・団体の実態把握や、女性の参画が進まない要因や課題等の分析、就業している男女等、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の検討等、男女共同参画の視点からの地域における課題等について調査・研究を行う。	4,922	3,753	76.2%	4,922	4,922	—	—	—	—	78	内閣府

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁		
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)	
(9) 農林水産分野における女性活躍の取組の推進															
83	I 3 (9) -	女性が変える未来の農業推進事業	女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担つており、女性が経営に参画している経営体ほど収益力が向上する傾向にある。農業の成長産業化に向け、女性の能力が一層發揮されるよう、地域リーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備を推進し、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指す。	自己の経営力向上だけでなく、地域の農業界を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を支援。 農業界で女性が能力を発揮し活躍できる環境整備を促進するため、女性の活躍推進に取り組もうとする意欲ある経営体向けの研修教材開発、実証及び効果の検証等を行い、ロールモデルとなる取組を全国に展開。	-	-	-	-	108,274	-	-	-	16	62 農林水産省	
84	I 3 (9) -	多様な担い手育成事業	林業の持続的かつ健全な発展を図るために、施設集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施設の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成が必要である。そして林業分野において有望な人材を確保するためには、就業希望者の裾野を広げるとともに、新規就業者が定着できる環境を整える必要があることから、次代の林業を担う人材を確保・育成するとともに、女性の林業への参入・定着を促進するため、林業体験の実施や女性林業従事者のネットワーク構築等を支援するとともに、女性林業従事者の活躍促進のための課題解決を推進する。	女性林業者への安全研修会(6箇所)や女性を対象にした林業体験等(6箇所)の実施、女性林業従事者のネットワーク化を図るために、全国レベルの林業女性交流会の開催(1回)を支援するとともに、女性林業従事者の抱える問題の把握等の委託調査を実施。※箇所数は平成28年度実績。 (平成30年度予算概算要求等) 引き続き、女性林業者への安全研修会や女性を対象にした林業体験等の実施、女性林業従事者のネットワーク化を図るために、全国レベルの林業女性交流会の開催を支援するとともに、女性林業従事者の活躍促進のための課題解決に向けた取組を実施。	42,128の内数	42,128の内数	-	40,624の内数	50,000の内数	-	-	-	-	72	農林水産省
85	I 3 (9) -	漁村女性活躍推進事業(浜の活力再生交付金のうち浜の活力再生プラン推進事業に含まれる事業)	漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるためには、意欲ある女性が中心となり様々な活動を展開していくことが効果的であるが、漁業・水産業の分野においては、女性の視点を取り入れた活動が少ないのが現状。そのため、女性を中心とした活動や男女共同参画による活動の企画立案、地域での実践、成果の公表等のあらゆる場面において支援を行い、漁村地域における女性の活躍を強力に推進していく必要がある。	漁村女性の経営能力の向上や女性を中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的・発展的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告会の開催等を支援する。	-	-	-	-	24,350	-	-	-	-	農林水産省	
(10) スポーツ分野における女性活躍の取組の推進															
86	I 3 (10) -	女性アスリートの育成・支援プロジェクト	「スポーツ基本計画」(平成29年3月24日文部科学省策定)に掲げる目標の一つである「我が国トップアスリートが、オリンピック・パラリンピック競技大会等における女性アスリートの国際競技力向上のために、女性トップアスリート及び次世代(ジュニア)アスリートに着目して、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムを実施する。また、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化プログラムや、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等における女性アスリートの国際競技力向上のために、女性トップアスリート及び次世代(ジュニア)アスリートに着目して、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医・科学サポート等を活用した支援プログラムを実施する。また、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化プログラムや、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。	380,000	379,400	99.8%	388,000	262,000	-	-	-	-	-	文部科学省
87	I 3 (10) -	女性スポーツ推進事業	スポーツを通じた女性の活躍推進は世界共通の課題であり、我が国においても女性のスポーツ実施率を向上させることが課題となっている。本事業では、スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や、女性スポーツ指導者の育成支援、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行う。	下記のような取組を予定している。 ・女性のスポーツ参加促進事業 女性のスポーツ実施率を向上させるため、女性のスポーツ参加促進プログラムの開発・実施、女性スポーツキャンペーン等の実施を通じて、女性が生涯を通じてスポーツに参加しやすい環境を整備する。 ・スポーツ団体における女性役員の育成事業 女性役員の採用割合が低いスポーツ団体に女性アスリートOBや女性コーチ、一般企業の女性経営者などから女性役員を紹介し、採用することで、女性役員の採用及び養成システムの構築・改革を目指すスポーツ団体を支援する。 ・女性コーチの育成事業 出産等、女性特有のライフイベントにより女性コーチのキャリアが断絶してしまうことを踏まえ、女性スポーツ指導者が活躍しやすくなるよう研修プログラムを開発し普及する。	-	-	-	-	80,000	-	-	-	-	文部科学省	
(11) 職種・分野ごとの女性活躍の取組の推進															
88	I 3 (11) ①	地方警察官採用募集活動に係る国の事業の強化	地方警察官の採用者数は、退職者数の増加や増員により平成13年度から急増し、14年度以降14年連続して1万人を超えている。反面、少子化の影響や近年の民間企業による採用募集活動の積極化等に加え、女性の採用・登用拡大に伴い、23年度に比べ、女性の競争倍率が低下しているなど採用情勢は依然として厳しい状況であることから、警察庁として各都道府県警察の採用募集活動に対する更なる支援を行っていく必要がある。	女性対象合同企業説明会へ参加し、都道府県警察と共に警察官の魅力・やりがいをアピールするとともに、女子学生を対象とした女性警察官業務説明資料を作成し、当該説明会で活用したり、各都道府県警察に配布したりしている。	3,150	3,018	95.8%	4,966	3,285	-	-	-	-	40	68 警察庁
89	I 3 (11) ①	女性海上保安官の活躍推進(巡視船艇等建造)	今後の女性海上保安官の採用・登用の拡大のため、巡視船艇等の建造時から、女性海上保安官等の意見を踏まえつつ、巡視船艇等における女性に配慮した設備の整備等、女性が働きやすい環境整備を推進する必要がある。	巡視船艇の建造造船所において、実物大の女性諸室(風呂、便所、洗濯室)の模型を用い、女性職員による使い勝手の検証を行う。平成27年度は、中型巡視船、小型巡視船、大型巡視艇、29年度は、ヘリコプター搭載型巡視船においてそれぞれ実施。30年度以降も実施していく予定。	67,843,237の内数	62,275,067の内数	-	36,778,684の内数	34,946,788の内数	-	-	-	-	-	65 国土交通省(海上保安庁)
90	I 3 (11) ①	治安、安全保障等の分野における女性活躍の取組の推進	海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るために、離島を含む全国各地において24時間体制で業務を遂行しているが、このような勤務環境は女性職員を始めとした育児・介護等の事情を抱える職員には厳しいものであり、将来への不安を抱える女性職員も少なくない。一方で、当庁の業務は巡視船艇等の運航や警備、救難等に代表される業務に関する知識技能の習得に多くの時間を要することから、こうした知識技能を有する女性職員の離職は組織にとってもマイナスである。したがって、女性職員の不安を解消し、継続して働き続けられる職場環境を整備する必要がある。	若手女性職員の業務意識・キャリア意識の向上、不安の解消と活躍の推進のため、本庁及び各管区において若手女性職員を対象とした研修を実施する。 職員に男女共同参画の意識を醸成するため、海上保安大学校、海上保安学校学生に対する男女共同参画に関する研修を実施する。 各個人の将来を見据えた業務への取り組み・キャリアパスを想定した異動希望の提出ができるようにするため、保安学校学生に対し、人事についての知識を付与し、今後のキャリアパスを考えさせる研修を実施する。 結婚や出産等により働き方が変わる転換点にある女性職員が、自身のライフイベントを踏まえ、辞職を選択せず、仕事と家庭を両立させ、働き続けられるキャリアプランについて人事担当者と情報共有するため、人事担当者により面談(キャリア面談)を実施する。	4,393	3,589	81.7%	4,165	4,699	-	-	-	-	-	66 国土交通省(海上保安庁)

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁		
					関係予算					法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他		
91	I 3 (11) ①	治安、安全保障等の分野における女性活躍の取組の推進	女性自衛官の採用・登用の拡大のための勤務環境の整備	自衛官については、その職務の特殊性から、起床から消灯までの集団行動を伴う教育(入隊直後の新隊員教育(約3ヶ月間)等)や訓練などが行われる機会が多い。また、主に幹部以外の者については、原則として駐屯地・基地内に居住する義務を負っており、自衛官にとって、駐屯地・基地等は、勤務する場であるとともに生活を送る場であるという側面を併せ持っている。これを踏まえ、今後、女性自衛官の採用・登用の更なる拡大を図るには施設の整備を行う必要がある。	女性自衛官が働きやすい環境を実現するための施設(隊舎、庁舎の女性用区画、女性用の浴場やトイレ)を整備する。	638,532	802,570	125.7%	798,940	1,541,177	—	—	—	—	67 防衛省
92	I 3 (11) ①		防災の現場等における女性活躍の推進のための託児施設の整備や災害派遣等の緊急登庁時ににおける子どもの一時預かり	防災の現場等における女性活躍を推進するためには、隊員が子どもの保育などに不安を抱くことなく任務に専念できる環境づくりが、常時即応態勢を維持する上で重要であり、そのための託児施設の整備を行っている。また、災害派遣等に係る緊急登庁時に、子どもの預け先の確保が困難なため、同僚と一緒に登庁せざるを得ない隊員について、親族等が迎えにくるまでの5日程度の間、駐屯地等において子どもを預かる体制を整備している。	庁内託児施設に関する経費や緊急登庁時において、子どもの面倒をみる施設に必要な備品等を整備する	256,049	239,067	93.4%	67,274	128,691	—	—	—	—	67 防衛省
93	I 3 (11) ②		AIや新技術の導入によるi-Constructionの取組の拡大	建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上の必要不可欠な「地域の守り手」である。人口減少や高齢化が進む中でも、建設業がこれらの役割を果たせるよう、国土交通省では調査・測量から設計・施工・検査・維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用するi-Constructionを推進し、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。	AI等の新技術の開発・現場導入やICT工種の拡大及び現場施工の効率化に向けた基準類等の整備、施工時期の平準化といったi-Constructionの取組を拡大する。 ・新技術の現場導入に向けた工事施工と一体となった実証的な新技術開発の推進 ・AIの活用やロボットの導入等による建設生産・管理システムの高度化 ・企業・大学等における現場向け新技術開発への助成及び国等の研究施設の機能強化 ・i-Construction推進コンソーシアムによる新技術の導入や3次元データの活用の推進 ・地方公共団体や中小建設業者におけるICT活用の普及・拡大の推進 ・地下空間に関する安全技術の確立に向けた地盤情報の収集・共有・利活用等の推進 ・衛星測位システム(GNSS)を用いた標高決定による測量現場の生産性向上 ・建設現場を男女ともに働きやすい環境とするための取組推進(快適トイレの標準化等)	59,940	37,854	63.2%	676,660	3,288,706	—	—	—	—	74 國土交通省
94	I 3 (11) ②	建設業や造船業、運輸業などにおける女性活躍の取組の推進	建設業における女性の働き方改革の推進	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の育成・確保が重要な課題となっている。こうした状況下、建設業での女性の活躍は、業界に新たな活力や刺激をもたらすほか、性別を問わずあらゆる世代に対して業界の魅力を高め、担い手育成・確保に向けた原動力となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材育成・確保策の柱の一つに位置づけ、業界全体の活性化と将来の担い手育成・確保を図る必要がある。 平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる行動計画」を受け、5年以内の女性倍増を目指し、官民挙げた様々な取組が実施されているところ。	「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を踏まえ、官民が連携して女性技術者・技能者の5年以内の倍増を目指す。平成30年度予算要求においては、地域ぐるみの活動の更なる深化・定着とともに、建設業における女性進出で大きな課題とされる分野への重点対応(①女性技能者の入職・定着に取り組む企業等に対する課題解決の支援及び小規模企業に対する情報発信②建設業の女性活躍推進における実態調査)を図ることで、女性の更なる活躍に向けた総合的な対策を推進する。	55,000	54,991	99.9%	49,500の内数	55,000	—	—	—	—	68 72 國土交通省
95	I 3 (11) ②		造船業における人材の確保、育成	我が国の造船業は、省エネ等の性能や品質に優れた船舶を建造・輸出し、裾野の広い労働集約型産業として地域の経済・雇用に貢献している重要な産業。中長期的な成長が見込まれる世界の造船市場において、その成長を取り込み、我が国造船業の更なる発展に結びつけるためには、日本の強みである生産性・技術力の更なる向上と合わせて、それを支える技術者・技能者の確保・育成が極めて重要である。 造船業では、女性が無理なく活躍できる作業や職種も多くあるが、女性の活躍は十分進んでおらず、今後大きな潜在力として期待される女性の就業・活躍の促進に資する取組を推進する必要がある。	平成29年度より、地方運輸局を主体として、地域における造船の人材確保・育成に係る産学官連携体制を構築し、地元産学のニーズ把握、調整、国土交通省の取組成果の周知等を行っていくこととしている。 女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るために、本体制を活用し、平成28年度に作成した「造船事業者等の地域連携によるインターナシップ等実施ガイダンス」の説明会等を実施し、造船所でのインターン生受け入れや高校教員等を対象にした造船業研修等の開催を促し、地域の造船企業と教育機関のネットワーク強化を図っている。	88,000の内数	83,581の内数	—	87,499の内数	90,148の内数	—	—	—	—	70 75 國土交通省
96	I 3 (11) ②		自動車運送事業等における人材の確保・育成等に向けた普及啓発活動	自動車運送事業等の就業構造は、中高年層の男性労働力に依存した状態であり、女性の就労者が少ない状況にあることから、女性の新規就労・活躍を促進することが必要。	女性タクシードライバーの新規就労・定着に取り組む事業者の認定や、トラガール促進プロジェクトを通じた情報発信・普及啓発、自動車関係団体と連携して女性も訴求対象としたポスター等による自動車整備士の人材確保に向けたPR活動を実施する。	91,390の内数	34,051の内数	—	84,368の内数	298,791の内数	—	—	—	ホームページ等での情報発信・普及啓発	69 73 國土交通省
97	I 3 (11) ③	消防分野における女性活躍の取組の推進	女性消防吏員の更なる活躍推進	消防の分野において、平成29年4月1日現在、全国の消防吏員(※)に占める女性の割合は2.6%(速報値)と警察や自衛隊といった他の分野と比較して低水準。 消防庁では、平成27年7月29日、消防庁次長から都道府県知事あてに、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について通知を発出。 消防庁としても、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく進めなければならない。 (※)消防吏員:階級を持ち、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者。	消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会を全国で開催する。 女性を対象とした消防の魅力を伝えるためのポスター・ガイドブックによる広報を実施する。 女性の採用が進んでいない消防本部に対してアドバイザーを派遣することにより、消防本部における女性の活躍に向けた取組を支援する。 消防大学校における女性消防吏員を対象とした専用コースの充実、各学科に女性消防吏員枠を設定し女性の入校を推進する。 消防署所等における女性専用施設の整備に対して特別交付税措置による財政支援を行う。	48,474	46,067	95.0%	48,474	46,987	—	—	—	—	41、125 70 総務省

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁			
					関係予算				法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他				
98	I 3 (11) ③	消防分野における女性活躍の取組の推進	女性消防団員の加入促進	地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性が未加入の消防団においては、女性消防団員の入団について真剣に取り組むこと、すでに女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ることを働きかける。	女性や若者等の入団を促進するため、地方公共団体が、地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援(例:女性分団の新設に要する経費等を支援する)する。 女性消防団員等の活躍を加速させるための「地域防災力シンポジウム」を各地で開催し、地域防災の重要性についての理解を深めることと併せて、地域特性を踏まえつつ、先進事例を共有しながら、現状の課題の分析・解決を目指す(平成29年度:鳥取県、香川県、岩手県で実施予定)。 全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させる。	179,519	132,944	74.1%	179,519	202,019	—	—	—	42,71	69 総務省	
(12)国際的な取組の推進																
99	I 3 (12) ①	国際機関の邦人職員増強(①日本人の送り込み強化、②潜在的な候補者の発掘・育成)	国際機関の邦人職員増強(①日本人の送り込み強化、②潜在的な候補者の発掘・育成)	1990年代に国連難民高等弁務官を務めた緒方貞子氏の例が示すように、国際機関で活躍する日本人の存在自体が「日本の顔」となり、日本のイメージ向上、更には日本の「正しい姿」の発信に繋がることから、国際機関で勤務する日本人職員を増強することは、外交政策上も極めて重要である。しかし、国連機関に勤務する日本人職員数は、G7の中で最も少ないなど、早急に状況の改善が必要である。 この点について、国内の議論においても、平成25年5月の参議院ODA特別委の「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)の開催に当たり政府開発援助効果的な実施と推進を求める決議」で「国際機関における邦人役職員の更なる増強を含め我が國の人的貢献の一層の拡充を図ること」が求められ、また、「日本再興戦略」(28年6月閣議決定)工程表等で、2025年までに国連機関の邦人職員を1,000人とする目標(現在820人)が立てられるなど、政府一体となって邦人職員増加に向けた取組を一層強化することが求められている。	・JPO(Junior Professional Officer)派遣制度 将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を原則2年間、国際機関に派遣し、勤務経験を積ませることにより将来の正規採用への途を開く制度である。ここ数年は毎年概ね60人程度を派遣している。 ・潜在的な候補者の発掘・育成 国際機関採用プロセスで必要となるスキルを身につけるような指導・育成等を実施する。 国内外における日本人留学生・社会人等に対するガイダンス、スーパークローバルハイスクールや大学等における国際機関勤務経験者による講演を実施する。 潜在的に国際機関職員となり得る者が存在する関係府省と定期的に情報交換の場を設ける。	2,034,213	2,025,931	99.6%	2,283,342	2,572,122	—	—	○	—	33,35	50 外務省
100	I 3 (12) ②	国際女性会議WAW!の開催による女性活躍の気運の醸成	国際女性会議WAW!	我が国は、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、平成26年から東京において国際女性会議WAW!(World Assembly for Women)を開催している。 本会議は、女性・ジェンダー問題について日本の取組をアピールし、併せて国際的な意識向上・啓発を推進することが目的である。3回目となる平成28年は、12月12～13日に東京都内で開催し、国内外から約93名の女性分野で活躍するリーダーらが参加し、延べ800人が傍聴した。また、参加者のアイディアや提案が「WAW! To Do 2016」として取りまとめられ、国連文書として発出された。 同会議は毎年の開催を予定しており、将来的に、同会議を女性分野における中核的な国際フォーラムに発展させ、国際社会における女性の活躍促進の議論を主導していくことを目指している。	女性活躍推進に貢献している国内外の著名人(政府関係者、有識者、財界人、メディア関係者他)の参加を得て、基調講演及びパネルディスカッションによる公開フォーラムを実施すると共に、テーマ別のラウンドテーブル(複数の小グループ会合により構成)を行う。また、同会議に際して全国で開催される女性関連イベントとの協力事業を実施。	95,399	73,786	77.3%	91,547	86,453	—	—	—	—	129	63 外務省
101	I 3 (12) ③	アジア・太平洋諸国との友好・信赖関係の深化	アジア・太平洋輝く女性の交流事業	アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点を当て、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通じて知見の交換及びネットワーキングを行う。これらを通じ、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国との友好・信赖関係の更なる深化を図る。平成28年度から5か年に渡り実施することを想定。	日本で活躍しているアジア・太平洋諸国女性、アジア・太平洋諸国で活躍している日本人女性、かつて日本で暮らし、母国に戻るなどして日本との架け橋となっているアジア・太平洋諸国女性、日本国内においてアジア・太平洋諸国と深い関わりを持った事業を行っている日本人女性、そして架け橋女性と関係する国内外の企業・教育機関・団体等を対象に「架け橋として活躍している女性」及び架け橋女性から見た日本の魅力(仮)をテーマとしたシンポジウムを開催し、男女共同参画担当大臣から感謝のメッセージを発信。同シンポジウムでは、架け橋女性及び関係者の交流会も開催。	61,982	40,999	66.1%	61,982	61,982	—	—	—	—	64 内閣府	
102	I 3 (12) ④	中南米との農業・食産業分野における連携・交流関係の強化	中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出事業	中南米4カ国(ブラジル、パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチン)と日本との間には農業交流関係が構築されており、世代交代が進む中、我が国の食産業の海外展開を推進する上で、今後ともその関係の維持・発展を図っていく必要があることから、日系農業者団体間の連携強化、若手や女性の日系農業者を対象にした研修、ビジネス創出に向けた交流を実施する。	中南米4カ国の日系農業者団体間の連携の強化を行うとともに、若手や女性向けの研修やセミナーを通じた次世代リーダーとなる農業者等の育成、日系農業者団体と日本的地方企業とのビジネス創出に向けた交流を実施する。 このうち農業関係団体の女性部を対象にした研修では、日本に招へいし、日本の農業団体の女性部の活動をモデルに、食品製造、花きの栽培・販売、グリーンツーリズム等について実地体験をえた研修を実施する。	—	—	—	—	70,000の内数	—	—	—	—	農林水産省	
103	I 3 (12) ⑤	第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催による、男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の国際的な発展への貢献	第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催	本フォーラムは、ジェンダー関連統計の作成能力向上や知識の共有を目的とし、世界各国及び国際機関の統計専門家を対象に、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラムである。これまで平成19年から28年までに合計6回開催され、各国・国際機関の取組の発表等により、知識・意見交換が成されてきた。我が国は、30年の次回(第7回)フォーラムの東京への招致について、国連統計委員会第48回会合(29年3月開催)において表明した。なお、東アジア地域でのフォーラム開催は初めてとなる。	我が国での平成30年におけるフォーラム開催に向けて、関係省庁間での連携のもと、基調講演、セッション発表の実施に関する調整を含めた必要な準備を進め、フォーラムでの発表・意見交換等を通じた国際的なジェンダー統計の発展に貢献する。	—	—	—	—	28,582	—	—	—	—	総務省	
II. 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																
1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																
(1)性犯罪への対策の推進																
104	II 1 (1) ①	刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施	刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施	性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会においては、28年9月、要綱(骨子)が採択され、法務大臣に答申が行われた。 この答申を踏まえ、法務省において所要の検討を行い、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出したところ、29年6月16日に成立し、同年7月13日に施行されたことを踏まえ、必要な措置を行った。	平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえ、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出した。同法案は29年6月16日に成立し、同月23日に公布され、同年7月13日に施行されたことから、「必要な措置」として、29年度中に、その法改正の趣旨を関係機関等に周知することとする。	—	—	—	—	—	○	—	—	84	83 法務省	

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針	担当府省庁				
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)				
28年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)														
105	II 1 (1) ②	性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	8,986	5,970	66.4%	9,120	11,597	—	—	—	93	79	内閣府		
106	II 1 (1) ②	性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進	性犯罪・性暴力被害者支援交付金	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「センター」という。)の設置数については、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、32年までに各都道府県に最低1箇所の成果目標が設定されたところ、全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進することを目的とする。	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。 【交付対象経費】 ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・被害者支援体制の強化に係る事業 ・医療費等の公費負担事業	—	—	—	163,386	212,771	—	—	—	—	80	内閣府		
107	II 1 (1) ③	犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。	警察庁では、平成28年度から新規に予算措置(都道府県警察費補助金)し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導している。 平成30年度においても、引き続き同額の予算を要求し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する予定である。	—	—	—	28,156の内数	28,156の内数	—	—	—	都道府県警察に対する通達の発出(「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援について」(平成28年4月))	89	82	警察庁	
108	II 1 (1) ③		性犯罪被害相談電話番号の統一化	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、性犯罪被害者支援の充実に間に、相談窓口の認知度向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。 これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル(#8103)を導入し、国民への周知を図る(平成29年8月3日から運用開始)。	性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル(#8103)を導入し、国民への周知を図る(平成29年8月3日から運用開始)。	—	—	—	3,328の内数	3,840の内数	—	—	—	都道府県警察に対する通達の発出(「性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の運用開始について(通達)」(平成29年7月))	89	—	警察庁	
109	II 1 (1) ③		女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	性犯罪の被害者が捜査の過程において受けれる精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成29年4月現在8,557名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成30年度も、これらの施策を推進する必要がある。	捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	都道府県警察に対する通達の発出(「刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について」(平成29年6月)、「被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進について」(29年7月))	91	—	警察庁
(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶																		
110	II 1 (2) ①	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の关心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾・大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,406	2,133	88.7%	2,304	2,304	—	—	—	—	—	内閣府		
111	II 1 (2) ①		「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進	平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)が策定されたことを受け、同計画に掲載された子供の性被害に係る諸対策を推進する必要がある。	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)には、児童買春・児童ボルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化等の6本の柱ごとに合計88の施策が定められている。 平成30年度においては、子供の性被害に関して相談しやすい環境の整備等に係る予算を要求し、子供の性被害防止のための取組を行うことを予定している。	8,177	3,371	41.2%	21,447	34,162	—	—	—	105	96、97、98、99、100	警察庁		
112	II 1 (2) ①		自画撮り被害児童の心理特性に関する調査等	コミュニティサイト等の利用に起因する児童買春・児童ボルノ等の犯罪に係る被害児童数は増加傾向にあり、平成28年中は過去最多を記録した。このような児童の性的搾取等に係る深刻な情勢を踏まえ、各種広報啓発を推進することにより被害を防止する必要がある。特に、児童ボルノ事犯に関して、だまされたり、脅されたりして、児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自画撮り」被害が増加傾向にあり、被害の防止対策が急務になっていることから、自画撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する必要がある。	児童ボルノ自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ボルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。 また、平成30年度においては、コミュニティサイトや出会い系サイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するための広報啓発に係るリーフレットを作成することなどを検討している。	3,086	2,884	93.5%	61,503	25,888	—	—	—	105、106	96、97、98、99、100	警察庁		

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		担当府省庁		
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)		
28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)												
113	II 1 (2) ②	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	—	—	—	—	13,328	—	—	—	—	—	内閣府	
114	II 1 (2) ②	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題等が発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあることを踏まえ、平成29年3月、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省会議(以下「対策会議」という。)が設置され、政府を挙げた取組を推進することとなり、29年から毎年4月を政府一体となった「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」(以下「集中月間」という。)と位置付け、取組を実施したことである。 また、平成29年5月に開催された対策会議において、集中月間の実施状況等を踏まえ、引き続き、政府一体となった対策を推進すべく「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」が取りまとめられたことから、集中月間における実施状況も踏まえ、こうした問題の根絶に向け、今後も引き続き対策を講ずることとする。	平成29年5月19日に対策会議において決定された今後の対策を踏まえて、都道府県警察に通達を発出し、取締り等の推進、教育・啓発の推進、相談体制の充実等について指示している。 (平成30年度予算概算要求) ・「JKビジネス」に係る中学校及び高校の生徒向けの啓発用DVDを作成する。	—	—	—	—	5,196	—	—	—	都道府県に対する通達の発出 ('アダルトビデオ出演強要問題に係る対策の推進について(通達)')(平成29年5月)、「いわゆる「JKビジネス」問題に対する今後の対策の推進について(平成29年5月)」	—	—	警察庁
115	II 1 (2) ②	消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な施策等のうち、消費生活に関する制度を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。 消費者の利益擁護を図るために消費者契約に関する包括的な民事ルールである消費者契約法の見直しを実施する。 また、不当な勧誘等による消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図るため、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって訴訟などをできる消費者団体訴訟制度の推進を実施する。	AV出演強要問題に関し、被害者が締結している契約が消費者契約に該当する場合は、消費者契約法において、例えば、退去を妨害して勧誘を続ける等第4条に該当する不当な勧誘が行われた場合は、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることや、不正に高い違約金を定める等第8条から第10条に該当する不当な契約条項については無効であること等について、業界関係者に対して、周知を行う。また、これに關し、事業者により不当な勧誘等がなされている場合には、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が不当な勧誘等に対して実効的に差止請求ができるよう、環境整備を図る。 (平成30年度予算概算要求等) ・消費者団体訴訟制度の扱い手を支援する補助金を新規に要求。 ・消費者団体訴訟制度の推進に關し、業務を行う担当の定員要求(新たに補佐1名、係長1名及び係員1名の増員)を行う。	39,094	33,291	85.2%	43,034	112,013の内数	—	—	○	—	—	—	消費者庁
116	II 1 (2) ②	地方消費者行政推進事業	どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援してきたところ。 今後は、消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに伴い、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、特に従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。	AV出演強要問題に関して円滑に消費生活相談を受けられるよう、対応できる相談体制の整備(職員・相談員研修等の充実)などに積極的に取り組む地方公共団体を支援する。 (平成30年度予算概算要求等) ・地方消費者行政強化交付金(仮称)を新規に要求。 ・交付金担当の定員要求(新たに係員2名の増員)を行う。	—	—	—	—	1,000,000の内数	—	—	○	—	—	消費者庁	
117	II 1 (2) ②	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	インターネット上の違法・有害サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが課題となっている。このため、関係府省庁と連携し、インターネット等の適切な使用やネット依存を含む各種依存症予防について、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進することにより、青少年の健全育成を図る。	日々進化し急速に普及していくインターネット環境に対応するため、地域において、インターネットの安全な利用方法や有害情報に関する知識等を教育・啓発するネットリテラシー指導員の養成講座や、インターネット上のトラブルに巻き込まれた子供たちのためのコミュニティサイト等による相談体制の構築等を実施する「ネット対策地域支援事業」を通じ、地域における先進的な有害環境対策を推進する。 (平成30年度予算概算要求) 積算上、全国2箇所での実施を想定。	66,685の内数	53,342の内数	—	49,510の内数	49,510の内数	—	—	—	—	—	—	文部科学省
118	II 1 (2) ②	防犯教育の推進(学校安全教室の推進)	性犯罪を含む児童生徒等の安全を脅かす事件が依然として発生していることから、学校における防犯教育を推進し、犯罪被害を防止していく。	学校における学校安全教室(防犯教室、防災教室及び交通安全教室)の講師となる教職員等に対する講習会の実施を支援することにより、教職員の指導力の向上を図り、効果的な防犯教育の推進する。 (30年度予算等) 講習会については、企画提案のあった都道府県・指定都市において、事業計画に基づき実施予定。	63,858の内数	25,330の内数	—	39,942の内数	38,033の内数	—	—	—	—	108	101	文部科学省
119	II 1 (2) ②	情報モラル教育推進事業	携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じているなかで、児童生徒に情報モラルを身に付けることが一層重要となっていることから、指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。	・情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善 ・児童生徒向け啓発資料の作成・配布 ・情報モラル教育の推進に係るセミナー・フォーラムの開催	21,926	16,008	73.0%	15,186	52,991の内数	—	—	—	—	—	—	文部科学省

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針	担当府省庁			
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)			
28年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)													
120	II 1 (2) ②	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	スクールカウンセラー等活用事業	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	(平成30年度予算概算要求等) スクールカウンセラーについては、ニッポン一億総活躍プラン等において、平成31年度までに、原則として、全公立小中学校(27,500校)に配置することとされており、30年度予算概算要求では、この目標を1年前倒しして配置拡充を行う。	4,526,870の内数	5,665,388の内数	—	4,558,778の内数	4,805,756の内数	—	—	—	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等に關する内容を含む教育相談の研修を実施。	—	—	文部科学省
121	II 1 (2) ②		スクールソーシャルワーカー活用事業	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	(平成30年度予算概算要求等) スクールソーシャルワーカーについては、ニッポン一億総活躍プラン等において、平成31年度までに、原則として、全ての中学校区(約1万人)に配置することとされており、引き続きこの目標に向けて配置拡充を行う。	972,007の内数	5,665,388の内数	—	1,258,454の内数	1,842,266の内数	—	—	—	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等に關する内容を含む教育相談の研修を実施。	—	—	文部科学省
122	II 1 (2) ②		業界関係者に対する法令等の周知	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題等については、政府を挙げて、その根柢に取り組む必要があり、関係府省が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議を設置した(平成29年3月21日関係府省申合せ)。同会議において決定された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」において、業界関係者に対する法令等の周知を実施することとしている。	アダルトビデオ出演強要問題について、出演者が労働者に該当する場合には職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等の対象となり、例えば、公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をすることが罰則をもつて禁じられていること(労働者派遣法第58条)等について、業界関係者に対して、周知を行うことを予定しており、周知する内容等について検討中。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	厚生労働省	
123	II 1 (2) ③	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。	—	—	—	—	17,228	—	—	—	—	—	内閣府	
(3)ストーカー事案への対策の推進																	
124	II 1 (3) ①	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	警察では、ストーカー事案等の人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、組織による迅速・的確な対応を推進しているところであるが、平成28年中のストーカー事案の相談件数は22,737件と高水準で推移しております、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。 また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	(平成29年度) ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、地方警察官の増員を措置した。	7,876	6,184	78.5%	110,244	174,694	—	—	○	地方財政計画	97、98、99、102、103	86	警察庁
125	II 1 (3) ②	ストーカー加害者更生に関する取組の実施(124の再掲(一部))	ストーカー加害者更生に関する取組の実施(124の再掲(一部))	最近のSNSの普及等によるコミュニケーション手段の変化や、対人関係の多様化により、ストーカー事案への対応はますます困難化しており、被害者自身においても、自らに対する加害者の行為について、その危険性等に係る判断や相談先等に迷う場面が増加しているものと考えられる。また、関係機関により相談窓口の整備は進められているものの、当該窓口においても、事案の危険性等を判断するためのツールがないため、被害者等からの相談に対し、何ら対応できない実態もあるものと考えられる。 ストーカー加害者に対しては、警察が行政手続、刑事手続等の措置を行いますが、その後、加害者が真に被害者への執着等から離脱し、被害者への再度のつきまとい等を起こすことなく生活できるようにするために、関係機関等との連携が不可欠である。しかし、特に加害者への対応に関しては、関係機関ができる措置や、個別事案に係る連携方策等が明らかでない。 こうした観点から、海外の文献や取組等を参考としつつ、相談段階における被害者への的確な支援の在り方、加害者の対応に係る連携のための問題点や改善策について調査し、提言を受けることを目的とする。	多機関連携によるストーカー対策のための取組に係る有識者検討会を設置し、海外の文献等も参考にしつつ、被害者や関係機関が事案の危険性等を評価するための評価シートを作成するとともに、これらの情報を関係機関で共有するための問題点や改善策について提言を受ける。	—	—	—	11,545	16,370	—	—	—	—	—	86	警察庁
126	II 1 (3) ③	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	ストーカー情報管理業務等の充実・強化(124の再掲(一部))	ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案については、その危険性・切迫性を判断するため、警察署からの速報を受けた本部において、ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル、相談情報管理ファイル等の検索を実施しているところであるが、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相談等受理件数が高水準となる中で、それぞれのファイルにおいて保有している情報の横断検索、1回の検索による網羅的な検索等、検索機能を高度化することにより、この同種事案の過去の取扱いについて、効果的かつ効率的に把握する必要がある。	ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル及び相談情報管理ファイルに保有している情報の横断検索、1回の検索による網羅的な検索等、検索機能を高度化することにより、この同種事案の過去の取扱いについて、効果的かつ効率的に把握する必要がある。	—	—	—	12,061	15,495	—	—	—	—	—	86	警察庁

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針	担当府省庁		
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)		
(4)配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																
28年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)										
127	II 1 (4) ①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	女性に対する暴力被害者支援のための官公連携促進事業	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	26,046	19,653	75.5%	22,539	26,046	—	—	—	—	—	88、90-2 内閣府
128	II 1 (4) ①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	DV被害者のための相談機関案内サービス	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人々目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼)。	1,631	766	47.0%	1,631	1,631	—	—	—	—	123、154	89 内閣府
129	II 1 (4) ②	婦人保護事業の在り方の検討	婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、保護・援助を必要とする状態等にある女子について、相談・支援を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ること等を目的としている。	平成29年度においては、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方についての検討を行うため、調査研究において、婦人相談所等における支援の内容等を中心として実態把握を行うとともに、若年女性に対する民間団体による支援の実態についても把握する。 平成30年度においては、婦人相談員による相談・支援の充実を図るために、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう引上げについて予算要求している。また、若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業の実施について予算要求している。	14,409,189の内数	11,489,656の内数	—	17,697,487の内数	18,908,436の内数	—	—	—	—	—	90 厚生労働省
130	II 1 (4) ③	関係機関相互の連携体制の整備・強化	女性に対する暴力被害者支援のための官公連携促進事業(127の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	26,046	19,653	75.5%	22,539	26,046	—	—	—	—	—	88、90-2 内閣府
131	II 1 (4) ④	加害者更生に関する取組の具体化	被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究	平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に関する実態調査研究事業」報告書では、被害者の安全を確保し、加害者に対して適切なアプローチを行うためには被害者及びその子どもが直面する暴力の危険性について、包括的にアセスメントすることが重要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、リスクアセスメント指標を用いた加害者対応の在り方について調査研究することで、配偶者からの暴力の多様な現状に即した加害者対応を含めた被害者支援を行う。	リスクアセスメントに基づく加害者対応方針(加害者プログラム実施団体との連携を含む。)について諸外国におけるヒアリング調査を通して研究するとともに、リスクアセスメント指標を作成し、配偶者暴力相談支援センター等を対象とする試行調査を実施する。調査結果については、検討会において分析し報告書にとりまとめること。	—	—	—	—	17,721	—	—	—	—	— 内閣府	
132	II 1 (4) ⑤	改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を踏まえた今後の在り方の検討	配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の対策の在り方の検討	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正から4年を経過したことを受け、その後の対策の在り方について検討する。	平成29年度「男女間における暴力に関する調査」結果の検討、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等調査結果の検討を行うとともに、有識者等からの意見聴取等を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣府	
(5)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり																
133	II 1 (5) ①	的確な実態把握の推進	男女間における暴力に関する調査	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。	全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施するに当たり、調査項目について検討する。	—	—	—	14,330	—	—	—	—	—	92 内閣府	
134	II 1 (5) ①	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施しているところ、相談の具体的な内容別の相談件数、一時保護等を本人が希望した案件への対応状況や、他の関係機関との連携状況等が把握できていないことから、調査項目の見直しを行うことで、より多様な実態を把握し、適切な被害者支援に結び付けることを目的とする。	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等に関する調査について、これまで実施した試行調査結果等を踏まながら、調査項目の見直しを行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣府	
135	II 1 (5) ②	広報、啓発の充実	女性に対する暴力をなくす運動の実施	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。 潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としている。	女性に対する暴力をなくす運動ポスター・リーフレットを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。	6,676	3,559	53.3%	6,373	6,373	—	—	—	—	155	— 内閣府

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針	担当府省庁			
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)			
28年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)													
136	II 1 (5) ②	広報、啓発の充実	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施(110の再掲)	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求めるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,406	2,133	88.7%	2,304	2,304	—	—	—	—	—	内閣府	
137	II 1 (5) ②		「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業(113の再掲)	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	—	—	—	—	13,328	—	—	—	—	内閣府		
138	II 1 (5) ②		若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究(123の再掲)	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。	—	—	—	—	17,228	—	—	—	—	内閣府		
139	II 1 (5) ③		若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化が見られ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。	5,518	3,487	63.2%	6,080	6,080	—	—	—	—	107	94 内閣府	
140	II 1 (5) ③		性犯罪被害者等支援体制整備促進事業(105の再掲)	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者に関する研修(性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	8,986	5,970	66.4%	9,210	11,597	—	—	—	—	93	79 内閣府	
141	II 1 (5) ③		女性に対する暴力被害者支援のための官民・官民連携促進事業(127の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的な方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	26,046	19,653	75.5%	22,539	26,046	—	—	—	—	—	88、90-2 内閣府	
142	II 1 (5) ③		検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施する。	—	—	—	—	—	—	—	研修科目の充実	85	84 法務省		
2. 女性活躍のための安全・安心面への支援																	
(1)ひとり親家庭等への支援																	
143	II 2 (1) ①	「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」の着実な実施	養育費の取決め関係パンフレットの交付	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育てに関する孤立化や不安感・負担感が増大しているところ、平成27年8月28日、全ての子どもの安心及び希望の実現に向け、政府全体として関係府省が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策等を講ずるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト(施策の方向性)」等が取りまとめられた。そして、上記施策の方向性を踏まえ、政府全体として更なる方策を打ち出すため、27年12月21日、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が取りまとめられ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援すること等とされ、その一環として、養育費の確保支援を行うこととされている。 また、平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示されたことから(民法第766条第1項)、その趣旨を周知するため、24年4月から離婚届書に養育費の分担の取決めの有無をチェックする欄を追加しているが、現在、離婚届書に養育費の分担について「取決めをしている」とチェックしたもののが割合は、全体の60%を超えたところで頭打ちの状態にあり、養育費の取決めの重要性等について、十分な周知が図られているとはいえない状況にある。 そこで、養育費の分担の取決めを更に促進するとともに、養育費の分担について、離婚届書において「取決めをしている」とチェックする割合を更に上昇させるため、離婚する当事者に対して養育費の取決めの重要性や法的な知識を理解してもらうための広報活動を引き続き実施する必要がある。	養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を実施。	6,337	6,619の内数	—	4,928	5,976	—	—	—	—	—	80	103 法務省

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁		
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他			
144	II 2 (1) ①	「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の着実な実施	ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(厚生労働省関係)	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を平成27年12月21日に取りまとめ、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとした。	平成29年度予算においては、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトに基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施するとともに、自立支援教育訓練給付金の拡充、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業の拡充を行った。 平成30年度予算においても、引き続き、こうした施策を着実に実施することを要求している。	196,861,457	180,114,869	91.5%	193,580,527	189,702,744	—	—	—	80	103 厚生労働省
145	II 2 (1) ②	養育費の履行の確保に向けた検討	民事執行法制の見直し	平成15年の民事執行法改正により創設された財産開示手続について、債務者財産に関する情報開示としての実効性が必ずしも十分でなく、利用件数もそれほど多いとはいえない実情にあるとして、この制度の在り方を見直す必要があるとの指摘がされていることに加え、「第4次男女共同参画基本計画」(27年12月25日閣議決定)では、養育費の履行を確保するため、この制度について所要の検討をすることとされたことから、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法制の見直しについての検討を行う。	債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するなど、民事執行法制の見直しについて、平成28年9月に法制審議会への諮問がされ、同年11月以降、法制審議会民事執行法部会において調査審議が行われている。	—	—	—	—	2,409	—	—	—	102 法務省	
146	II 2 (1) ③	子供の貧困対策の推進	子供の未来応援国民運動の推進	貧困の世代間連鎖の解消等を目指し、政府は「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。 内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や民間資金を活用した支援など、官・民間の連携・協力プロジェクトを推進することとされており、平成27年10月「子供の未来応援国民運動」を始動させた。	支援情報の一元的な集約・提供(各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備)、企業等による支援活動とNPO等の支援ニーズのマッチング事業、「子供の未来応援基金」によるNPO等への支援などを通じて、国民の幅広い理解と協力を下に官・民間の連携・協力プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を促進する。	190,822	100,454	52.6%	124,152	133,449	—	—	—	80	107 内閣府
147	II 2 (1) ④	沖縄の子供の貧困対策の推進	沖縄子供の貧困緊急対策事業	沖縄の子供達を取り巻く環境は、全国の中でも極めて深刻な状況にも関わらず、行政の支援が行き届いていない。また、日中にとどまらず夜間も子供の居場所がないなど沖縄特有の問題がある。 沖縄の将来を担う子供達の貧困は、子供の生活と成長に様々な影響を与えるとともに、貧困の連鎖により沖縄の社会全体に影響を与えることから、国が主導して、緊急的・モデル的に支援員の配置と子供の居場所づくりを行うこととした。	・子供の貧困対策支援員の配置 市町村において、子供の貧困に関する各地域の状況を把握し、支援をする子とその世帯を関係機関につなぐ役割を担う「子供の貧困対策支援員」を配置する。 ・子供の居場所の運営支援 市町村及び県において、子供が安心して過ごせる居場所の運営を支援する。 ・事業の成果の分析・評価・普及 沖縄県において、事業の成果を分析・評価し、好事例の普及を図る。	1,000,000	764,463	76.4%	1,102,467	1,202,467	—	—	○	—	108 内閣府
3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化															
(1) 女性の健康増進に向けた取組															
148	II 3 (1) ①	性差医療に関する調査研究	女性の健康の包括的支援総合研究	これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでには妊娠・出産や疾病等に着目して行われてきた。 このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。	女性の健康の包括的支援のため、以下の研究を行う。 ・女性の健康の包括的支援のための情報収集・情報発信と医療提供体制等に関する研究 ・子宮内膜症の病態解明及び予防・治療法の開発研究 等	197,957	196,118	99.1%	184,059	199,588	—	—	—	—	112 厚生労働省
149	II 3 (1) ②	不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究	不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究	近年の結婚年齢の上昇や晩産化に伴い、不妊治療を受ける者は年々増加している。こうした中、労働者が希望する妊娠・出産を実現するためには、育児休業制度などの仕事と育児の両立支援はもとより、不妊治療と仕事の両立支援についても、重要な課題となっている。 このため、企業及び労働者を対象として、不妊治療と仕事の両立に係る実態や問題点、企業における両立支援の状況などの把握及び分析を行い、各種施策の立案に活かす。	企業及び労働者を対象とした不妊治療と仕事の両立に係る実態調査の実施及び広報資料の作成・周知を行う。 不妊治療と仕事の両立支援のための「連絡カード(仮称)」の作成・周知を行う。 不妊専門相談センターに従事する相談員向けの研修資料の作成・周知を行う。	—	—	—	8,412	—	—	—	不妊治療と仕事の両立に関する相談支援等の充実を図る	—	— 厚生労働省
150	II 3 (1) ②	不妊治療に関する支援	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	支援の概要は次の通り。 ○対象治療法: 体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。) ○対象者: ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 ○給付の内容: ・1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円) ・上記のうち初回の治療に限り30万円まで助成 ・精子を精巢又は精巢上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円まで助成 ・通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは通算3回)まで ○所得制限: 730万円(夫婦合算の所得ベース)	18,482,878 の内数	15,121,065 の内数	—	20,594,098 の内数	21,006,901 の内数	—	—	—	—	114 厚生労働省
151	II 3 (1) ②	不妊専門相談センター事業(不育症専門相談窓口)(予算額等について150の再掲)	不妊に関する相談指導や不妊治療に関する正確な情報提供を行い、不妊・不育に悩む方に対する適切な相談支援体制の構築を図る。	不妊・不育について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談、心の悩み等についての相談指導や診療機関毎の不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施するとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修等を実施するもの。	18,482,878 の内数	15,121,065 の内数	—	20,594,098 の内数	21,006,901 の内数	—	—	—	—	115 厚生労働省	

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁			
					関係予算					法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他			
152	II 3 (1) ②	不妊治療に関する支援	不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発(予算額等については44の再掲)	病気治療や不妊治療等を行っている職員も含め、全ての職員が十分な能力を發揮できるよう、管理職を対象として、不妊治療に関して理解促進を図るとともに、治療と仕事の両立が可能となるような職場環境作りについての意識啓発を行う。	内閣人事局が実施する各府省等の管理職員向けの研修等(※)に、不妊治療と仕事の両立に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施する。 ※女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナーe-ラーニングによる新任管理者等のためのハラスマント防止講習を開催する。	50,282の内数	41,666の内数	—	67,063の内数	115,362の内数	—	—	—	—	内閣官房	
153	II 3 (1) ②		不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発	病気治療や不妊治療等を行っている職員も含め、全ての職員が十分な能力を揮できるよう、管理職及び管理職候補職員を対象として、不妊治療に関して理解促進を図るとともに、治療と仕事の両立が可能となるような職場環境作りについての意識啓発を行う。	自治大学校の各種研修課程(※)にて実施している「女性活躍・働き方改革」に関する講義において、不妊治療と仕事の両立に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施する。 ※都道府県・政令指定都市及び市区町村の①幹部職員向け研修、②幹部候補職員向け研修、③女性職員向け研修	—	—	—	—	—	—	—	—	総務省		
154	II 3 (1) ③	女性健康支援センター事業(予算額等については150の再掲)	女性は妊娠・出産等含めた各ライフステージにおいて、女性特有の身体的・精神的な悩みを抱えているため、女性が気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る女性健康支援センターを都道府県・指定都市・中核市に設置する。	女性健康支援センターは、思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や妊娠に悩む者に対する相談、不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発、女性の健康に関する学習会の開催等を行う。	18,482,878の内数	15,121,065の内数	—	20,594,098の内数	21,006,901の内数	—	—	—	—	厚生労働省		
155	II 3 (1) ③		新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	「がん対策推進基本計画」(平成24年6月閣議決定)において、がん検診の受診率については、28年度までに50%を達成することを個別目標に掲げている。しかしながら、「平成28年国民生活基礎調査」では、男性の肺がん検診のみが50%を超えたが、他の検診は、受診率の上昇傾向がみられるが50%を超えていない状況である。 「骨太の方針2017」(平成29年6月閣議決定)では、「がんとの闘いに終止符を打つため、がんの一次予防の推進・二次予防であるがん検診の内容の見直しの検討や受診率の向上を図ること」としており、更なる受診率向上施策が求められている。 また、「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書」(平成25年8月)において、クーポン券の配布には一定の受診率向上効果があったと認められるが、自己負担軽減よりも個別の受診勧奨・再勧奨の方が大きな効果があると報告されているほか、「がん対策推進基本計画中間評価報告書」(27年6月)において、がん検診の受診率を向上させるための方策については、対象者の網羅的な名簿管理に基づく個別受診勧奨・再勧奨が重要であると指摘されている。 このようなことから、個別の受診勧奨・再勧奨の実施、子宮頸がん検診、乳がん検診の初年度対象者に対するクーポン券の配布及び精密検査と判断された者の受診勧奨を実施することで、がん検診及び精密検査受診率の向上を図り、より早期の発見につなげることで、がんによる死亡者の減少を図り、国民の暮らしの安心を確保する。 なお、がん検診については、健康増進事業に基づき、市町村が実施しており、その経費は、地方交付税措置がされている。	平成28年度は次の取組を実施した。 ・子宮頸がん検診と乳がん検診について、一定年齢の対象者に対してクーポン券を、初年度対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)に対して検診手帳を配布する。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、年度途中で、一定年齢の対象者の中うち未受診者に対して個別の受診勧奨・再勧奨を行うとともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨を実施する。 ・要精密検査と判断されたが精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再勧奨を実施する。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、一定年齢の対象者に対して、受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等の調査を実施する。 平成29年度より見直しを実施し、がん検診の受診促進を図っている。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、20歳から69歳の女性及び40歳から69歳の男性を対象(※)に、個別の受診勧奨・再勧奨を行うとともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨を実施する。 ※がん種ごとの対象年齢 子宮頸がん検診:20~69歳の女性 乳がん検診:40~69歳の女性 胃がん検診:50~69歳の男女(胃部エックス線検査については40歳以上も可) 肺がん検診及び大腸がん検診:40~69歳の男女 ・子宮頸がん検診と乳がん検診の初年度受診対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配布する。 ・要精密検査と判断されたが精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再勧奨を実施する。	1,962,048	923,366	47.1%	1,567,328	1,550,030	—	—	—	—	—	—
156	II 3 (1) ③	女性の健康維持の促進に向けた取組	健康経営銘柄	「健康経営銘柄」は「未来投資戦略」に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に対する取組の一つ。 「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。	「健康経営銘柄」では、経済産業省が東京証券取引所と共同で、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介することを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを目指す。 選定にあたっては、上場会社に対し、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営の取組状況の把握と、従業員の健康に関する取組についての調査を行っている。	817,000	752,000	92.0%	713,000	713,000	—	—	—	—	経済産業省	
III. 女性活躍のための基盤整備																
1. 子育て、介護基盤の整備																
(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備、家事支援の充実																
157	III 1 (1) ①	幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」	子ども・子育て支援新制度の実施	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景として、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼稚期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を行ふ。 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)を行う。	769,926,418の内数	755212708の内数	—	900,442,117の内数	900,442,117+事項要求の内数	—	—	—	—	内閣府	
158	III 1 (1) ②	保育士等の待遇改善	子ども・子育て支援新制度の実施	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子育てをしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育の受け皿整備を一層加速することとしており、求められる保育サービスを提供するための人材の確保に向けて、保育士等の待遇改善等を行う。	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、異なる「質の向上」の一環として2%相当の待遇改善を行うとともに、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みとして、勤務経験が概ね7年以上の保育士等に4万円、概ね3年以上の保育士等に5千円の加算を実施。	—	—	—	895,566,415の内数	895,566,415+事項要求の内数	—	—	—	—	内閣府	

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁			
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他			
159	III 1 (1) ③	保育の受け皿確保	仕事・子育て両立支援事業	25~44才の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分としたところ。うち5万人分の保育の受け皿整備の支援及び従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日のほか短時間の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援を行う。	事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。 平成29年度末までに5万人分の受け皿を拡大することとしていたところ、拡大量を新たに2万人分程度増やし、合計7万人分程度へ拡大。この2万人分の上積みにより、「子育て安心プラン」に基づく受け皿整備の前倒し実施を図る。 また、ベビーシッター派遣サービスの利用を支援するため、利用料について助成を行う。	80,033,320	79,644,834	99.5%	131,327,517	133,155,434	—	○	○	—	50	117 内閣府
160	III 1 (1) ③		「子育て安心プラン」	「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育の受け皿拡大を進めてきたところである。今後も、女性の就業率が上昇し、保育を利用したい方が更に増えいくことを前提に、平成29年6月に待機児童解消のための「子育て安心プラン」を公表した。	「子育て安心プラン」では、待機児童を解消するために必要な3年分の受け皿である約22万人分の予算を2年間で確保し、遅くとも平成32(2020)年度末までの3年間で待機児童を解消するとともに、女性活躍の更なる促進のため、3年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる受け皿約32万人分の整備を進めていくこととしている。 また、これらを確実に実現するため、保育人材確保のためのこれまでの処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築に取り組むとともに、保育補助者の雇い上げ支援の拡充、保育士の業務負担軽減のためのICT化等について、平成30年度予算要求をしている。	—	—	—	—	140,126,801	—	—	—	—	厚生労働省	
161	III 1 (1) ④	保育士の確保促進や柔軟な保育サービスの提供等	・都市公園占有保育所等施設設置事業 ・保育所等の都市公園への設置の全国措置化(都市公園法改正)	都市公園占有保育所等施設設置事業及び保育所等の占用物件への追加(全国措置化)は、待機児童の解消に資するため、都市公園における保育所等を設置するための都市公園の占有を認めることにより、用地不足に悩む都部において保育所設置を促進するもの。	保育等の福祉サービスの需要に対応するため、国家戦略特別区域内の都市公園に保育所等の社会福祉施設の設置を可能化。 加えて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても可能とするよう都市公園法改正により一般措置化(平成29年6月15日施行)し、待機児童解消の取組強化に向けた事業を推進。	(調整中)							都市部における保育ニーズに対応するため、待機児童の解消に向けて、国家戦略特別区法及び都市公園法の枠組みを活用。	—	118 内閣府	
162	III 1 (1) ④		・国家戦略特別区域限定保育士事業 ・国家戦略特別区域限定期定保育士事業 ・国家戦略特別区域小規模保育事業	国家戦略特別区域限定保育士事業は、保育士不足を解消するため、特区内の都府県等が行う国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者が、3年間は各該都道府県等の区域内で勤務することを条件とした「地域限定保育士」の資格を付与し、また、当該保育士試験の試験事務を行わせることができる指定法人の範囲を、一般社団法人及び一般財団法人以外の多様な主体に拡大することで、通常の保育士試験に加えた複数回の試験を実施しやすくなるもの。 国家戦略特別区域小規模保育事業は、待機児童の解消を目的として、原則として0~2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を0~5歳に拡大し、事業者自らの判断により、一貫保育等を可能とするもの。	・国家戦略特別区域限定保育士事業 保育人材の確保に向けて、特区内の都府県等が行う国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者が、3年間当該区域内のみで保育士と同様の資格として通用する「地域限定保育士」の資格を付与する。また、当該保育士試験の試験事務を行わせることができ指定法人の範囲を、一般社団法人及び一般財団法人以外の多様な主体に拡大する。 ・国家戦略特別区域小規模保育事業 待機児童の解消に向けて、原則として0~2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を0~5歳に拡大する。	(調整中)							国家戦略特別区域計画の認定	—	118 内閣府	
163	III 1 (1) ④	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業は、国家戦略特区の区域内において外国人材が炊事、洗濯、掃除、買物等の家事支援サービスを提供することにより、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応等を図ることを目的に実施するもの。	本事業は、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を定めた区域計画が内閣総理大臣に認定された場合に、国と地方自治体とで構成する第三者管理協議会による管理体制の下、受入企業に雇用され利用世帯において家事支援サービスを提供する外国人材の入国、在留を認めるもの。	(調整中)							国家戦略特別区域計画の認定	—	122 内閣府		
164	III 1 (1) ⑤	「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備	地域医療介護総合確保基金	団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。このため、消費税増収分等を活用した財政支援制度(本基金)を平成27年度に創設し、各都道府県に設置することとしたところであり、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、各都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。 ・地域密着型サービス施設等整備助成事業 ・介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 等	63,034,643	63,034,643	100.0%	42,290,000の内数	42,290,000の内数	—	—	—	—	—	129 厚生労働省
165	III 1 (1) ⑤		介護人材の待遇改善	介護人材の待遇について、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、平成29年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行っている。 (参考)「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋) 介護人材の待遇については、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成29(2017)年度からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の改善を行う。この際、介護保険制度の下で対応することを基本に、予算編成過程で検討する。なお、障害福祉人材の待遇についても、介護人材と同様の考え方方に立って予算編成過程で検討する。	平成29(2017)年度において、臨時に介護報酬改定を行い、介護職員待遇改善加算について、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組み(キャリアアップの仕組み)を構築した事業者に対し、新たな上乗せ評価を行う加算を創設し、月額平均1万円相当の待遇改善を実施する。	—	—	—	1,832,300,707の内数	事項要求	—	—	—	—	131 厚生労働省	

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針	担当府省庁		
					関係予算				法令・制度改正	税制改正希望	機構定員要求	その他			
166	III 1 (1) ⑤	「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備	介護ロボット開発等加速化事業	<p>介護ロボットについては、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、介護人材確保のための総合的な対策の一つとして、その活用促進が明記されたところである。</p> <p>また、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、「ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上」として、現場のニーズを真にくみ取った開発等の方針が掲げられており、本事業において、介護ロボット等の開発・普及の加速化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業 介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。 	304,627	171,804	56.4%	300,090	611,089	—	—	—	—	132 厚生労働省
						—	—	—	—	900,000	—	—	—	134 厚生労働省	
			介護事業所における生産性向上推進事業	<p>介護事業所における生産性向上については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において「実際に生産性向上に取り組む地域の中小企業、サービス業に対する支援を図ること」とされていることから、介護サービスにおける生産性向上のガイドラインの作成等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービスの生産性を向上するため、サービス種別毎にICT化・介護ロボットの活用による業務の効率化、業務プロセス・作成文書の見直し等の調査研究の実施 調査研究を踏まえ、介護事業者が組織的に生産性向上に取り組みやすくなるためのガイドラインの作成 ガイドラインの介護事業者への普及啓発活動の実施により、介護業界における生産性向上の横展開を支援し、介護分野における生産性向上を強力に推進する。 	—	—	—	—	—	—	—	—	134 厚生労働省	
						—	—	—	—	—	—	—	—	134 厚生労働省	
			介護事業所におけるICT普及促進事業	<p>介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、介護サービス事業所間の情報連携を行うための記録等の業務支援ソフトに関して、今後求められる情報の内容やセキュリティ等のあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。</p>	<p>ICTについては、現在、介護サービス事業所において様々な業務支援のための情報通信技術を活用した記録等のソフトが導入されているため、有識者等による既存ソフトの機能やセキュリティ等の分析を行い、今後求められるソフトのあり方を検討するなど、標準仕様の作成に向けた取組を実施する。</p> <p>具体的には、既存ソフトの機能やセキュリティの分析に当たっては、実地調査による個々のソフトの機能要件の洗い出しを行なうとともに、介護報酬の請求と連動する仕組みを構築する必要があることから、各都道府県の国民健康保険団体連合会との連携も図ることとする。</p>	385,472 (平成28年度補正予算260,000は繰越)	124,840	32.4%	229,782の内数	270,000	—	—	—	—	134 厚生労働省
169	III 1 (1) ⑤	地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進	介護人材の「参入促進」「資質の向上」「労働環境・待遇の改善」に資する多様な取組を支援し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進する。	<p>地域の実情に応じた介護人材の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」「資質の向上」「労働環境・待遇の改善」に資する事業を支援する。</p> <p>平成30年度においては、中高齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、研修受講者と介護施設・事業所とのマッチングまでを一体的に行なうことによる多様な人材の参入・確保を促進する事業や、介護福祉士養成施設による将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進に係る事業を新たに地域医療介護総合確保基金の事業メニューに位置付ける。</p>	<p>18,054,908の内数</p>	18,054,908の内数	—	6,000,000の内数	事項要求	—	—	—	—	129、130、131、132、133、134 厚生労働省	
170	III 1 (1) ⑤					—	—	—	—	1,141,446	—	—	—	—	129、130、131、132、133、134 厚生労働省
171	III 1 (1) ⑥	乳児用液体ミルクの普及に向けた取組	乳児用液体ミルクの普及に向けた取組	災害時の備えや外出時、夜間における授乳を簡便に行なうという観点から有用であり、授乳に使用される乳児用調製粉乳に代わる新たな選択肢となり得る乳児用液体ミルクの普及を実現させる。	<p>事業者に対するヒアリングによる開発状況の把握、薬事・食品衛生審議会における審議等を通じて、食品衛生法に基づく規格基準の設定に向けた取組を推進する。</p> <p>健康増進法に基づく特別用途食品としての許可について、乳児用調製粉乳との違いを踏まえ、品質の担保や摂取する際の安全性の確保等について、事業者に対するヒアリングや有識者からの意見聴取を行い、基準設定に向けた取組を推進する。</p> <p>乳児用液体ミルクの有用性を踏まえ、関係機関とも連携を図りながら、様々な機会をとらえ、製品化の後押しに向けた取組を継続的に実施する。</p>	—	—	—	—	○	—	—	—	—	内閣府、厚生労働省、消費者庁

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		担当府省庁								
					関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)								
2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備					28年度歳出予算現額(千円)(歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)													
2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備																						
(1) 女性が働きやすい制度等への見直し																						
172	III	2	(1)	—	—	女性が働きやすい制度等への見直し(予算額等については6の再掲)	「『日本再興戦略』改訂2014」では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、平成26年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的な取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的な検討を進める。	税制に関しては、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しについて、30年分の所得税からの適用に向け、必要な準備を進めていく。社会保障制度については、女性を含め、働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、より多くの働く方の年金などの保障を厚くしていく観点から、被用者保険の適用拡大を進めることとしている。具体的には、平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とした適用拡大に加えて、29年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いたところであり、被用者保険に加入することによるメリット等の周知・広報に取り組むなど、円滑な実施を図る。この適用拡大の実施に併せ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底する。また、更なる適用拡大については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)附則第2条に基づき、31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされており、引き続き検討を進めていく。	41,045,208の内数	48,547,027の内数	—	67,007,503の内数	83,474,083の内数	○	—	—	有識者会議にて議論	45	135	内閣府、内閣官房、人事院、財務省、総務省、厚生労働省		
(2) 旧姓の通称としての使用の拡大																						
173	III	2	(2)	①	マイナンバーカード等への旧姓併記の推進	マイナンバーカード等への旧姓併記等の推進	女性活躍推進の観点から、希望する者に係るマイナンバーカード等において旧姓がわかるような記載を可能とするもの。	希望する者に係るマイナンバーカード等において旧姓が分かるような記載を可能とするよう、関係法令の改正を行うとともにシステム改修を行う。	—(平成28年度予算 9,378,763は全額繰越)	—	—	23,760	23,760	○	—	—	—	—	137	総務省		
174	III	2	(2)	②	旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討	旅券への旧姓併記の推進	女性の活躍を更に加速させるために、女性活躍の視点に立った制度等を整備する観点から、旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組を進める。	旅券への旧姓併記について、これまで、その必要性を個別に判断して認めていたが、今後は、旅券申請者が旧姓の併記を希望し、戸籍謄抄本で旧姓が確認できる場合には、旅券への旧姓併記を可能とする。また、現行の旧姓の併記方法(身分事項頁の戸籍上の姓の後に旧姓を括弧書きで記載)は国際的に広く認知されているものではないため、出入国審査等の際に無用なトラブルを生じさせ、旅券所持人が不利益を被る可能性があることから、これらのトラブルを回避すべく、旧姓の望ましい記載方法について、国際民間航空機関(ICAO)で規定される国際標準や諸外国の運用を考慮に入れつつ検討し、旅券発給管理システムの改修等を行う。	—	—	—	—	103,602	○	—	—	—	—	—	外務省		
175	III	2	(2)	③	銀行口座等の旧姓使用	旧姓使用の拡大に向けた働きかけ	社会において、旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中、銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、関係省庁と連携し、金融機関を始めとした関係機関等に対し、旧姓使用の拡大に向けた働きかけを行う。	平成29年7月に、内閣府男女共同参画局において、日本経済団体連合会等の5つの経済団体に対し、職場での旧姓使用の拡大について、周知協力依頼を行った。また、同月、全国銀行協会等の7つの金融機関等に対し、各金融機関において、可能な限り円滑に旧姓による口座開設等が行えるよう、周知協力依頼を行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	周知協力依頼の実施	—	—	内閣府		
(3) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組																						
176	III	2	(3)	①	地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣事業	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進することとされている。	これを踏まえ、本事業においては、それぞれの地域において、行政、企業、地域団体、住民等の主体が連携・協働しながら、自らの地域の課題を解決するために具体的な活動を展開していくことの重要性の観点から、それぞれの地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、各団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することを通じて、地域における男女共同参画をより一層推進することを目的とする。	地方公共団体、NPOなどの民間団体等が、「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」(平成29年3月内閣府男女共同参画局)及び「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」(28年6月内閣府男女共同参画局)を活用した地域における男女共同参画の視点による防災研修事業等を行う際に、アドバイザー派遣に係る経費を内閣府が負担する。	2,906	1,667	57.4%	2,551	2,551	—	—	—	—	—	内閣府			
177	III	2	(3)	①	男女共同参画の視点からの防災・復興の推進	男女共同参画による地域防災力の向上に関する調査等	ジェンダーの平等は、「仙台防災枠組2015-2030」等で、防災・復興の取組において重要な要素として位置付けられ、特に、最近では仙台防災枠組のグローバルターゲットを計測するため、死者数等の男女別のデータを収集することが望ましいとされ、これにより、ジェンダーの観点からも防災が可視化されることが世界的な潮流となっている。日本は、過去から大きな災害に見舞われており、近年では、東日本大震災などの地震・津波による災害や、関東・東北豪雨などの水害、熊本地震等多くの自然災害により被害を受けている。事前防災や災害時における男女による取組や受けける被害の違いが、地域の防災力に影響を与えることから、防災におけるジェンダー平等を目指し、地域の防災力を高めることが重要である。このため、課題の整理、データの収集、事例の分析等を行い、今後の考え方や有効な取組について検討する。	災害時の脆弱性を解消し地域防災力向上を目指すため、有識者による検討会を開催し、課題の抽出・分析を行うとともに、自治体や住民が取組む先進的な事例などの調査を行い、それらをHPやセミナーなどの場を通して広く普及啓発活動を行う。	—	—	—	—	26,000	—	—	—	—	—	内閣府			

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		担当府省庁		
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)	2016(通し番号)(※2)		
178	III 2 (3) ②	復興における男女共同参画の視点からの理解促進	復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透活動	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解の促進・浸透を目的とする。	復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表とともに、被災地等において、パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演などの、男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらうための取組を実施。 平成29年度は、9月に、岩手県・岩手県男女共同参画センター主催、復興庁男女共同参画班協力で、29年度男女共同参画サポーター養成講座公開講座「復興における地域コミュニティの再生を事例から学ぶ -男女共同参画の視点からの復興-」を実施予定であり、また11月に、石巻市主催、復興庁男女共同参画班共催で、講演会「性的マイノリティの基礎知識～復興における性的マイノリティに係る課題について～」を実施予定である。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	109	復興庁	
179	III 2 (3) ②		地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣事業(176の再掲)	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進することとされている。 これを踏まえ、本事業においては、それぞれの地域において、行政、企業、地域団体、住民等の主体が連携・協働しながら、自らの地域の課題を解決するために具体的な活動を展開していくことの重要性の観点から、それぞれの地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、各団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することを通じて、地域における男女共同参画をより一層推進することを目的とする。	地方公共団体、NPOなどの民間団体等が、「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」(平成29年3月内閣府男女共同参画局)及び「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」(28年6月内閣府男女共同参画局)を活用した地域における男女共同参画の視点による防災研修事業等を行う際に、アドバイザー派遣に係る経費を内閣府が負担する。	2,906	1,667	57.4%	2,551	2,551	-	-	-	-	-	110	内閣府
180	III 2 (4) -	(4) 女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し	女性のチャレンジ賞の見直し	「栄典授与の中期重点方針」(平成28年9月16日閣議了解)では、所管する大臣表彰等のうちこれまで栄典候補者の推薦につながっていないものがないかを点検し、特に優れた功労を有する被表彰者については栄典候補者として積極的に推薦することが掲げられている。	「栄典授与の中期重点方針」(平成28年9月16日閣議了解)も踏まえ、女性の活躍に功労のあった者が、栄典及び国の表彰において適切に評価されるよう、女性のチャレンジ賞の実施要綱・実施要領を見直し、表彰後の栄典候補者としての推薦をより意識した候補者の発掘、選定を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	実施要綱・実施要領の見直し	-	内閣府	

※1 「2015(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。

※2 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について」(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。